

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和5年3月7日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 加川 裕美

6番 甲斐 徳之助

7番 池辺 己実夫

8番 諸橋 太一郎

9番 市川 圭一

10番 伊藤 裕一

11番 山本 伸子

12番 守屋 常雄

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

18番 柳井 哲也

19番 石原 幸雄

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人事課長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和5年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和5年3月7日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、11番山本伸子議員。

〔11番山本伸子議員登壇〕

○11番 山本伸子 議員 皆様、おはようございます。無会派の山本伸子でございます。

通告に従いまして、一問一答方式で質問してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

まず、1問目は、安全安心なまちづくりについて、火災に対する取組として、火災予防と万が一火災が起きた場合の対応について質問いたします。

3月1日から本日7日まで春の全国火災予防運動週間となっており、火災の発生を予防し、貴い命を守り、財産の損失を防ぎましょうとした呼びかけが行われています。市内でもかっぱメールで火災情報が度々届いております。

そこで、改めて、昨今の市内の建物火災発生の年間件数、そして発生原因、犠牲者の方の人数とその年齢構成について伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

建物火災の発生状況といたしましては、令和4年の市内における火災発生件数は24件ございました。そのうち建物火災は10件発生しております。

昨今の状況としては、過去5年間で見ますと、建物火災は年間10件から13件の間で推移しており、出火原因といたしましては、令和4年は、建物火災では10件中6件がこんろ、ストーブ、たばこであり、不注意によるものとなっております。

また、火災による死者数につきましては、過去5年間で5名の方がお亡くなりになっておられてまして、うち4名は70歳以上で高齢者の方が犠牲となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、建物火災を予防する取組として市が行っていること、ま

た、牛久消防署が行っていることには何があるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市では、行政区などで実施する防災訓練において、消防団や消防署と協力しながら水消火器を使った初期消火の訓練を行うなどのほか、令和3年5月に作成し全戸に配付しております災害の事前対策や対処方法をまとめた牛久市防災ハンドブックにも火災対策の項目がございます。そのほか自主防災組織の結成、活動への補助金や防災士の資格取得に係る費用の補助など、地域の防災力、防災意識の向上に関する取組も建物火災の予防につながると考えております。

消防署におきましても、春と秋に行われる全国火災予防運動の際に、火災予防啓発看板の設置や市の広報紙、防災無線での広報、稲敷広域消防本部のホームページにおいて実際に発生した火災の例を挙げ、注意喚起など火災予防の取組を行っております。

また、消防団におきましては、火災が多くなる時期に各分団が夜警を行うほか、女性消防団による市内巡回広報や幼稚園、保育園を訪問し防災教室を行うなど、火災予防に努めております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 御答弁にもありました牛久市防災ハンドブック、こちらには、住宅用火災警報報知器の交換という項目があります。消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されましたが、当初の設置義務から10年以上が経過し、交換が必要となる警報器が増えており、火災を感知できなくなる前に10年を目安に交換しましょうというものです。

そこで、その10年が過ぎ、市内の住宅用火災警報器の設置率はどのようでしょうか。また、その設置の効果を把握していらっしゃるのか伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 住宅用火災警報器の設置率につきましては、牛久消防署においてアンケート調査を行っております。令和4年4月現在で約75%となっております。

また、設置の効果につきましては、火災報知器の鳴動により住民が火災の発生に気づき初期消火を行った事例や、近所の人や通行人が火災警報器の音に気がつき119番通報を行ったという事例がございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 冒頭の御答弁で、過去5年間に火災でお亡くなりになった方が5名、そのうち4名は70歳以上の高齢者ということでした。これは牛久市に限ったことではないと思うんです。火災による犠牲者の多くが高齢者であることなどから、高齢者の独り暮らしの方、また、避難するのが困難な障害者の方に購入費用を助成している自治体もあります。

総務省消防庁のホームページには、平成29年から令和元年までの3年間における失火を原因とした住宅火災についてのデータが載っています。その中で、住宅用火災警報器の設置効果を分析したところ、死者数と火災により損失した部分の床面積、これは火災警報器を設置していない

場合に比べて半減しています。また、火災警報器を設置した場合は、損害額は約4割減少しており、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少していることが分かります。

また、横須賀市の分析結果によりますと、過去10年間の住宅火災から火災警報器の設置による効果を分析したところ、死者は約8割減、負傷者は約2割減、住宅が全焼する火災は約8割減、半焼火災は約6割減であったということでした。

そして、より詳しく火災警報器の効果を検証している名古屋市のデータによると、火災警報器の警報音に気づいたのは、隣人が約6割で、本人の3割よりも多くなっており、近隣の人たちに火災を知らせる効果もあることが分かります。

先ほどの牛久消防署の報告でも、近所の人や通行人が警報音に気がついて119番通報を行ったという事例があることが示されました。このことから、義務化になっているのを踏まえ、火災の早期発見は貴い命を守るためにも重要なことであれば、10年がたち交換の時期を迎えた今だからこそ、火災警報器購入の助成のお考えはないのかを質問いたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 火災の被害を軽減するためや逃げ遅れを防ぐためにも火災の早期発見は重要であり、住宅用火災警報器の必要性は十分理解しております。牛久消防署におきましても広報活動を行っており、今後も消防署と協力して、設置、交換について様々な手段を用いて広報を行ってまいりたいと思います。

助成金につきましては現在ございませんが、こういった周知のほうを進めていきたいと思っております。御理解のほどよろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 火災警報器の設置率、義務化となって先ほど75%の人は設置しているという御答弁にはあったんですが、これは裏を返せば、残り25%、約4分の1の方は設置をしていないということにもなります。今まだ助成は考えていないという御答弁ではありましたが、せめて高齢者、そして障害者など、避難が困難な方に特化してでもその助成をすることが考えられないのか、いま一度お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 特に高齢者等そういった方については、火災報知器の重要性というのは、ますます設置の重要性というのが大変顕著であると考えておりますが、こちらにつきましても広報等周知をいたしまして、設置、交換のほうも推進していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、前向きに取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、消防水利施設の整備状況についてお伺いいたします。

牛久市国土強靱化計画において、市街地での大規模火災の発生についての課題として次のような項目がありました。

火災への対応を可能とするため、消防水利について市内全域で点検する必要がある。消防水利や消防団施設の中には設置・配備から長期間経過した老朽化施設・設備があるため、修繕などの維持管理により消防活動への支障がない状況とする必要がある。

そして、これらの課題に対し、市の推進方針では次のようになっています。

市内全域の火災に対応できるようにするため、計画的な消防水利の新設等を進める。消防活動を円滑に行うため、老朽化が進んでいる消防水利や消防団施設の維持管理を進める。このような文言です。

では、この課題と推進方針の内容について、現状はどうでしょうか。特に懸念いたしますのは、消防水利の数と設置年数、容量も含め、市内どこで火災が発生しても消火活動ができる状況になっているのか質問いたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 消防水利は、消防法に基づく消防水利の基準の定めにとり設置をしております。市内には、消防水利として防火水槽が約650か所、うち容量が40立方メートル以上のものが約450か所、消火栓は約740か所あり、整備時期が昭和の古いものもございいますが、消防署において定期的に市内を巡回し、水利を点検しており、不備があった場合は市において修繕を行っております。

消防水利は市内全域に整備されておりますが、火災の現場の近くに水利がない場合もございします。その場合は、離れた場所にある水利から消防団がポンプやホースを中継するなど、水量を確保し消火活動を行います。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、次の質問です。火災で被災した人への支援について伺います。

住宅火災を予防するための取組が行われても、残念ながら火災で被災してしまった場合、生活の再建のための各種手続や支援制度があると思われまます。被災した人に対してどのような支援があるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市では、火災で被災した方への支援といたしまして、災害見舞金の支給や固定資産税などの市税、介護保険などの保険料の減免のほか、マイナンバーカード再発行の手数料免除などの支援を行っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今、災害見舞金や税、保険料の免除という御答弁でしたけれども、恐らく日本赤十字社の救援物資、こういったものの支給、それから生活資金の貸付けなどもあるかと思ひましようし、お子さんがいれば就学援助という、そういったもの、メニューもあるかと思ひまます。自治体によっては、市営住宅の一時入居というものもございしました。

火災に遭われた方に対し、そうした、今、御答弁いただいた以外のいろんな支援、各種支援制

度、手続というものがあろうかと思えます。そういったものをまとめてハンドブックのような形にして、ホームページに載せて公開している自治体が幾つか見受けられました。火災で被災した方のそういう生活再建、お助けとなるようなハンドブックのようなものの作成について御意見を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 被災者支援のハンドブックという御質問でございますが、現在、各課で行っている支援の情報、これを集約し提供できるように、関係各課と協議して進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、火災後の現場処理についてちょっとお伺いしてまいります。

消防団の活動として、鎮火後の警備、そして残り火の処理、あと再燃防止などの活動となっておりますけれども、具体的に消防団はどこまでの処理をしていらっしゃるのでしょうか。

また、消防団の組織がない地区においては、そのような活動はどうなるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 消防団員は、火災が発生した際に火災現場に出動し、消火活動を行います。鎮火後には、地元の消防団が必要に応じて再燃防止のための火災現場の警戒を行います。例えば、昨年12月の建物火災においては、消防署と協力し、地元の消防団が深夜零時と早朝4時に警戒を行っております。

消防団の組織がない地区においても火災が発生した場合は、地元消防団の有無に関係なく、牛久消防団は火災現場に出動し、消火活動及び後方支援を行います。しかしながら、鎮火後は、地元の消防がない地区には、消防署において再燃防止の警戒を行っております。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

それでは、火災により焼けてしまった家屋、それから家財道具、こういったものなどの廃棄物、いわゆる火災ごみの処分の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 火災によって建物が焼けてしまい解体工事を必要とする廃棄物は、産業廃棄物として扱うことになり、産業廃棄物の処理ルールに従い、解体事業者の責任において処分することとなります。

また、家具や衣類など、家財道具などは一般廃棄物として扱うことになり、家庭ごみの排出と同様に分別をしていただいた後、集積場を利用して排出していただくか、直接クリーンセンターへ持ち込んでいただくこととなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 一般廃棄物はクリーンセンターで、そして産業廃棄物は業者による処分、こういうふうに理解いたしました。自ら持ち込んだ一般廃棄物に関して、処分費用の減免措置を行っているところもございます。被災した人の経済的負担を考え、また、火災ごみの処分が早急に行われるためにも、処分費用を全額免除や減免措置を行って対応しておりますが、市にはそのような制度があるのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 火災による被災者の経済的損失を和らげる目的で、近隣市町村では阿見町やつくば市などが減免制度を設けております。

当市では、火の不始末等による人為的な火災におきましては減免措置を設けておりませんが、天災や類焼により発生した一般廃棄物につきましては、減免の手続後、料金を発生することなくクリーンセンターで受け入れることが可能としております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、火災に関して最後の質問になります。火災で損壊した家屋、この撤去や解体について質問いたします。

原則、被災した家屋等は私有財産ですので、その家屋の所有者が撤去もしくは解体を行うことになりましょう。その原則に基づき対応できていれば問題はありますが、昨今は、高齢の独り暮らしの方、家族関係の疎遠な方などもあり、所有者が被災後の家屋の処分にも対応ができていない、所有者が誰かも分からない、そのような事例を私も今回市内の団地で何件か目にしたところです。しかし、被災後の家屋がそのままであると、例えば、道路の通行上支障がある場合や、残った柱や壁などに倒壊の危険性のある場合なども考えられます。

近隣で生活する市民の生活環境の保全という意味においても、安全安心なまちづくりを標榜する市において、市民に寄り添う対応としてどこまでできるのでしょうか。火災後の土地、家屋の管理責任は所有者といえども、所有者不明、相続人不明などとした事例はどこでも起こる可能性があり、そうならないための取組として今後検討できることはあるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 火災で損壊した家屋の解体や撤去につきましては、議員おっしゃるとおり、所有者が責任を持って解体、撤去を行うものであり、また、所有者が被災後の家屋の処分等に対応できない場合、倒壊などの危険があることも考えられます。

現在、市においては、火災で被災した家屋の解体、撤去はできず、また、消防団におきましても、ふだん仕事をしている消防団員は家屋を解体する特別な技術がなく、二次災害のおそれもあり、消防団員が解体、撤去を行えません。しかしながら、所有者が処分等をできない、また、相続人が不明など、解体、撤去されずそのままになってしまう事例がこれから増えてしまう可能性がございますが、現在のところ、市において対応することができない状況でございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 所有者が分からない、または、所有者が処分をしないまま火災後の

家屋が残り、それが倒壊などの危険性があると考えられても、現状では市としては対応できないという御答弁でした。

今回、火災に関する質問をいたしましたのは、先ほども申し上げましたが、市内の団地内で不幸にも火災が続いて、何軒かの家屋の焼け跡がそのまま残っており、その状態を不安に思う住民からの御相談を受けたことからです。

少子高齢化社会において、今回のような被災後の家屋が解体、撤去されないままという事例が増えてしまう可能性を市としても予想はしているというお言葉もありました。

では、改めてちょっと視点を変えてお尋ねしますが、法においては、火災後の残材も建築物とみなすとされているようですが、そうしますと、被災後の家屋についても、いわゆる空き家に定義されると理解してよろしいのでしょうか。もしそうであれば、牛久市のいわゆる空き家条例に倣い、管理不全な状態になるおそれがあると認められれば、所有者に対し必要な措置を取るよう助言または指導をすることや勧告、命令をすることが可能なかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 空家対策課というセクションがございます。空家対策課でいう空き家は、いわゆる空き家の定義といたしましては、家がありまして、住まわれている方、利用されている方がいない、いわゆる空き家という状態と我々は理解しております。

今回の御質問につきましては、火災で焼失してしまいました家のことだとは思いますが、空家特措法の中で、確かに所有者が不存在の案件とか、そのような場合は、空家特措法に関連をさせてそういう処分とか、そういうこともでき得るのかもしれませんが、それは、そういうふうな事例を行った市町村があるのかどうか、今、空家対策課のほうで確認をさせますけれども、それは、所有者不存在のときの処理においてはそういうことがあったのかもしれませんが、例えば、燃えてしまったものとか、そういうものについて指導、勧告、それをやった事例というのは、正直ちょっと私のほうでは分からないところなんですけれども、私の意見といたしましては、今の段階で指導、勧告することについて、空家対策課の範疇ではないのかなと、所管ではないのかなというふうに認識はしてございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 近年、土地や建物の相続登記がされないために所有者が不明となり、防災やまちづくりなどの公共事業の妨げになっていることが社会問題となっており、まさしく今回の事例もこれに該当すると私は思います。この問題を解決するため、令和6年4月からは相続登記が義務化されることとなります。私たち一人一人が地域に暮らす住民として、権利と義務をしっかりと自覚することを肝に銘じたいと思います。

次に、2番目の地震に対する取組として、住宅やブロック塀などの耐震について質問いたします。

牛久市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震診断の実施の状況について伺います。

耐震化を進めるための支援策として耐震診断の助成が行われていると認識していますが、今までの実績と昨今の状況についてはどのようなのでしょうか。

また、耐震診断後に改修が必要となった場合の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 住宅土地統計調査結果から現在の牛久市の耐震化率を推計いたしますと、令和3年度末時点の牛久市の住宅総数は約3万4,200戸であり、うち昭和56年以前に建築された木造住宅が約4,200戸となっております。そのうち耐震性が不足しているものは約2,700戸となっております。

牛久市では、平成18年度より木造住宅耐震診断士派遣事業を開始し、令和4年度までに延べ480戸の耐震診断を実施してまいりました。しかし、直近3年ぐらいは年間一、二件の申込みとなっております。

耐震診断後に改修が必要とされた場合は、専門機関や診断士へ御相談していただくよう御案内をしております。また、耐震診断を受けた住宅のうち耐震改修工事を実施した件数といたしましては、固定資産税の減免を受けた住宅の件数を調査いたしましたところ、平成18年度から平成28年度まで23件となっており、平成29年度以降はゼロ件となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 茨城県のホームページ、ここに県内市町村の住宅関連の助成制度、この令和4年4月時点の資料が載っております。この中の耐震診断の助成を行っている自治体は、県内44市町村のうち39市町村、ほとんどの自治体が助成を行っていました。また、耐震改修、こちらへの助成も34自治体で行っていますが、牛久市では行っておりません。

せっかく耐震診断を行っても、それを受けて改修を行わなければ耐震改修促進計画の目的が達成できたとはなりません。国でも地方公共団体に対し、住民への支援の充実をするよう進めております。耐震改修には相当の費用がかかるため、所有者の費用負担の軽減を図ることが重要とし、国でも交付金制度等により支援しており、耐震改修の補助が受けられる全国の市区町村は86%に上ります。

建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任において安全性を確保することは原則ですが、一方で、財政的支援も重要だとして国でも支援をしております。国では、国民の生命、財産を守るために、地方公共団体に対して交付金制度で支援をしております。しかし、この国の考えとは異にし、牛久市としては、耐震改修に財政的支援を行わない明確な理由をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久市において、耐震改修に関わる助成制度は、個人の資産価値の形成につながる、あるいは、持家と借家の間で差が生じるなど課題があることから、現在考えておりません。

ということなんですけれども、耐震補強につきましては、非常にその重要性については考えてございます。それはとても重要なことだと思いますし、例えば、学校だとか、庁舎だとか、役所ではいち早く取り組んでまいりました。

牛久市の住宅事情を考えますと、昭和40年後半から50年前半、いわゆるベッドタウンと言われていた時期の建物につきまして、耐震診断をいち早く牛久市はやりました。私も担当者だったり課長だったりしましたので、耐震診断が来たものについては断るなど、全てやれという話をして当時はやりました。その中で耐震性がなかったものについても、それは多々ございました。そこも相談を受けて、設計士を紹介したり、いろいろな相談をしたところ、やはり先ほど言ったとおり、住宅事情で、耐震補強は皆さんやはりそれは分かっているんですけども、それ以前にやはり水回りだとか、屋根の雨漏りだとか、家族構成が変わって、建物そのものの耐震補強も大事かもしれませんけれども、そういうことがあって、皆さん、このまま我慢して使うよという方もいらっしゃいましたし、建て替えをしたほうが金銭的にはいいんじゃないかという方もいて、結果的には建て替えの後押しをしたような形になりました。先ほども言ったとおり、耐震補強した方いらっしゃいますけれども、それほどの件数は、年に本当に何件かというふうなことでございました。

それから、先ほども他の市町村で制度がありますよという話をされておりましたが、もちろん、その制度があることも認識してございます。あまり言うともまずいかもしれませんが、実例でやられた件数をちょっと教えていただいたところ、少ないです。ほぼほぼ少ないです、ほかの市町村でも。やはりそれは利用用途とか、それから駐車場を増やしたいとか、家族構成の変化によって建物の形が変わったとか、いろいろな事情で改築の、建て替えの後押しをしているというのが実情だと思います。

耐震補強について、補助金について、非常にそれは重要な話だとは思いますが、私も。ただ、今、制度化していない状況につきましては、今、私が話したような状況でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 詳しいお話をいただきましてありがとうございます。

確かに件数は少なくなっているというお話で、ただ、件数は少なくても、やはり間口を広げてそういう制度をつくっておくということは大事なのかなと私も思いますので、今後も検討していただきたいとその辺は思います。

次に、通学路の危険なブロック塀についてお伺いいたします。

平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀が倒壊し、小学生児童が死亡する重大な被害を及ぼしました。

これを受けて、市でも、通学路における危険なブロック塀の把握をされたと思いますが、その結果についてお示しください。また、結果を受けての対応についても伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 平成30年6月に発生しました大阪北部地震により、大阪府高槻市でブロック塀が崩壊し、小学4年生が亡くなるという悲しい事故が起きました。

教育委員会ではこの事故を受け、市内の小中学校通学路にあるブロック塀などの危険箇所を特定するため、平成30年6月19日に、緊急で先生方や見守りボランティアの方々と共に情報収

集をいたしました。目視等で確認した結果、全てのブロック塀等が直ちに危険というわけではありませんが、通学路上において約180か所に危険と思われるブロック塀が存在することが判明いたしました。

その後、建設部と情報共有をいたしまして、これらのブロック塀は個人所有のものであることから、建設部では、広報うしくや市のホームページ上で、ブロック塀に関する記事と併せ、個人でもできるブロック塀の安全点検方法を紹介していただき、市民に対する注意喚起を行っております。

学校におきましては、平成30年6月19日付文部科学省からの通知に基づき、地震の揺れを感じたら周囲の状況を十分に確認し、ブロック塀、屋根瓦、自販機などにも注意し、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せるなど、児童生徒等が自分自身の判断で身を守り、迅速な避難ができるよう指導しております。

さらに、小学生には、登下校時や地震発生時の危険から頭部を守ることを目的に、児童生徒の安全を少しでも高めるため通学用ヘルメットを導入しております。

また、これまでも毎年実施している小中学校通学路危険箇所調査において、地震時におけるブロック塀等の危険箇所という観点からも情報をいただき、保護者の方や地域の関係者など一層連携して安全点検を行っております。ひび割れ、傾き、ぐらつきなど、明らかに危険なブロック塀が判明した場合には、一時的に通学路を迂回するなどの対応を行い、所有者への補修や撤去を依頼し、対応していただいているところでございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、次に、通学路以外の危険なブロック塀への対応について質問いたします。

いわゆる避難路、ここに危険なブロック塀があると、地震が起きた際に、ブロック塀が倒壊することにより道路を塞いで、避難や救援活動の障害になるなどの影響が指摘されています。そのため、安全性の確保を図る必要がある避難路に面した危険なブロック塀への対応が求められておりますが、市の対応を伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 大きな地震が発生するたびにブロック塀の被害が発生し、貴い命を奪った事例もございました。

市では、今、教育委員会のほうからもお話がありましたけれども、個人の施設について、個人で点検・管理をしていただきたいという考えの下、ブロック塀の所有者に対しまして、広報うしくや市のホームページでブロック塀の安全確保に関しての安全点検表を掲載し、注意喚起を行っております。これは通学路以外でも同様の話でございます。

また、牛久市耐震改修促進計画において、地震発生時、通行を確保すべき道路として、国道6号及びつくばセントラル病院と牛久愛和総合病院へのアクセス道路を、広域の緊急を担う交通軸及び重要拠点へのアクセス道路として指定しております。当該道路の沿道には、既存耐震不適格の対象とされている通行障害となるようなブロック塀は該当はございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今、個人のブロック塀は個人でというお話もあったところですが、倒壊の危険のあるブロック塀、この撤去費用を助成する制度を整備しているのは、茨城県44市町村のうち28の自治体、約64%が行っております。

令和2年3月議会での同僚議員、同じような質問をされておりました。その際には、ブロック塀撤去への補助金制度を導入しているのは12自治体でしたので、それから3年で2倍以上の自治体で導入したことが分かります。

また、ブロック塀を撤去して新たに生け垣にする場合に、ブロック塀の撤去費用と生け垣の設置費用、こちらを助成している阿見町の例もあります。この生け垣は、町並みに潤いを与えるとともに、風通しをよくし居住性を高めることになり、また、樹木が水分を含んでおり、火災の延焼を抑える働きもあり、防災効果も期待できると言われております。CO₂などの温室効果ガスの削減という観点からも、ゼロカーボンシティを目指す、地球温暖化対策、これを目指している市とも整合性があるのかと思っております。

市では、ブロック塀の倒壊から児童の身を守る対策として、先ほども御答弁から、小学生へのヘルメット配付、これを行っているということがございましたが、一方で、危険なブロック塀のある道路を通るのは、もちろんですが小学生だけではなくありません。通学路の危険と思われるブロック塀は約188か所。これ目視なので、本当に危険なのかどうかは定かではないのかもしれませんが、それにしても決して少ない数ではないと思われまます。少なくともその通学路、こちらに面した危険なブロック塀には、市として助成をして撤去し、安全を図る必要があると考えます。

地震の際に、耐震改修をしていない住宅はその所有者だけが被害を受けますが、危険なブロック塀が倒壊した場合は多くの第三者が被害を受けることにもなります。このブロック塀の撤去費用に関しても国からの交付金措置があると思しますので、その内容も併せ、市のお考えをいまい度お聞かせください。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 危険なブロック塀の撤去につきましては、国の交付金措置としまして、住宅・建築物安全ストック形成事業の補助制度がございます。補助率につきましては3分の1となっております。

市では、ブロック塀の撤去及び生け垣の設置に対する助成については、個人の資産の価値の形成になることから、利用者のニーズや他市町村における事業効果について十分調査してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、市長にお尋ねしたいと思います。

先ほどの令和2年3月議会でも、通学路の危険なブロック塀の撤去の補助制度をつくっていただきたいという同僚議員の質問に対して、市長は次のように答弁されております。

私もそのような危険場所というのは知っており、何とかならないかと思っている。しかし、民有地であり、どう対処するかということで、どのような市の条例をつくり、補助をどのようにつくっていくか、これは我々鋭意研究するのかなと思う。このように御答弁されていらっしやいました。

それから3年たちましたが、結果として補助制度はできておりません。先ほどから、個人の資産形成に関わるというお言葉が何度もございましたが、制度ができない理由としては何があるのか。市長、御答弁よろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も、実は立ち木が通学路にかかっておりましたので、一昨年、木を切ったところでございます。そういうことで、所有者がそういう場所について積極的に関わるということは、私は大切なことが基本であると思いますが、ただ、やはり個人のものにこういうものでどうですかというのは、なかなか所有物に対して、また、非常にその価値観も、私たちは危ないと思いつながら、その所有者がまだまだおまえらに言われる筋合いないという人もいるのも現実です。

ですから、これはいろいろな条例つくるときにも、やはり個人の資産に関わること、さきの、何ていいますか、建物のそういう処理についてもそうなんです、火災起きたならば、もうそれは資産としてはたたないわけですけども、この辺の考え方、個人のもの、そして行政ができること、これが非常に曖昧。例えば、こういうこと、こればかりじゃないですけども、太陽光の問題もございます。太陽光のことの条例等も今いろいろと考えているんですが、そういうこともあって、そのようなものをどこでくみ分けるか。そして、そのことを市民の方に分かっていただくか。僕はこの辺が一番悩んでいるところでございまして、注意喚起していただければそういうことは改善できないと、私も重々あります。行政でどこまでできるのかなということが非常に悩ましい問題でございまして、今、徐々に、これも関係ないですけども、空き家のことでも大分法的に進みました。そういうことの法の整備もあるし、市の権限というか、そういうものもあるし、ただ、お金をつけただけではこの問題は解決しない。補助制度とありますけれども、国のほうは3分の1とかいって、何百万かかるといったらそんなにかかけられないよという人もいますし、ですから、ただ補助をつければ、幾ら補助をつけたらいいかという、そういう議論もあるし、補助をつけたからいろいろな改善される、なれるのかなというところもまた疑問。まあ疑問ばかりです。先進まないのはちょっとおかしい話ですけども、ただ、やはり行政でできることはどこなのかということで、これが本当に悩ましい、なかなか結論ができないというようなこと分かります。

ですから、法の整備、それから市における権限といえますか、安全対策に対する勧告ですか、空き家対策にも勧告できるのでありますけれども、こういう危険物なんかも勧告できるような法とか、そういうことがあるのかなと思つました。そういうもの、空き家じゃないですけども、田宮のあそこの、何ていいますか、23号線に行く、イズミヤさんの前から行ってつつじが丘に向かう左側の建物ありました。私も就任した当時あそこで、通路側が出ている、これで倒壊したら危ないというようなことで、何回もあそこは市で勧告してという話で、やっと解決につながつ

たわけでございますけれども、本当だったら、あそこはもう強制的に行政でできるようなものでなければそういう安全対策はできない、私たちが思っている安全策はできないというものであります。ですから、過去のいろいろな事例を踏まえながら、そして、この言われた、非常にどのくらいの権限を持ってやるか、やはり法的な整備もこれは必要なのかなということで、補助金をつけてやるのか、補助金つけても国からやりますけれども、補助金つけて、ただそれだけでいいのか、本当にそれ以上のことで、どうするには、どうしたらいいかということが、今、私は悩ましい思いで今進めていることでございます。そういう状況です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 昨日、市長もおっしゃっていらっしゃいました。ほかの自治体でやっているから牛久市もと、そういうことではないと私も思っております。

ただ、安全安心なまちづくりという中で、どこまで個人の資産価値というところまで行政が入っていくのか、そこら辺の線引きは本当に難しいところがあると思いますが、やはり安心安全という、命を守ることが、国も、それは国民の財産、生命を守ることが第一というふうには言っておりますし、その辺のよく御検討いただければと思います。第4次総合計画にも、災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進するとして、耐震化へ寄与する事業の実施が重点的に取り組む事業となっております。前向きに検討をお願いしたいと思います。

では、2番目の質問に移ります。2番目は、牛久市の男女共同参画の取組について、計画の中の177に上る事業の中で何が成果を上げてきたのか。一方で、何が課題としてあるのか質問してまいります。

第3次男女共同参画推進計画の5年の計画期間がこの3月で終わり、新たな第4次の計画が動き出すこととなりますが、次期計画を策定するに当たり、今までの取組の評価と課題が検討されたことと思います。計画では、取組の成果を図る上での数値目標と成果指標が設けられております。目標値に達したものの、達していないもの、その要因は何なのかも含め、第3次計画5か年の評価と課題を質問いたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 市民一人一人がその個性や能力を發揮できる社会の実現を目指して、平成29年度に作成した第3次牛久市男女共同参画推進基本計画などは、今年度末までの計画となっております。

同計画で定めた4つの基本目標である、男女が互いの人権を尊重するための意識の改革、男女があらゆる分野に参画できる環境の整備、男女が多様なライフスタイルを可能にする環境の整備、男女が健やかに安心して暮らせる生活環境の整備の達成度をはかるものとして、24の数値目標と9つの成果指標を設定しました。

そして、市は、それら目標値の達成に向けて、同計画に定めた177の具体的事業について取り組んだ結果を、毎年、実施状況報告書として取りまとめ、牛久市男女共同参画審議会に諮ってまいりました。その中で、審議会委員の皆様からも、第3次計画に定めた数値目標や成果指標の達成状況について御質問があり、改善点について第4次計画の数値目標、参考項目に反映させた

ところであります。

令和3年度末時点で、数値目標24項目のうち目標を達成したものは、一家にひとり地域ヘルパー養成講座受講者数など4項目でした。

また、目標達成には至らなかったものの、平成28年度よりも数値が上昇したものは、市の女性管理職の割合など11項目ありました。例えば、審議会等における女性委員の割合につきましては、目標値である30%にあと一步のところまで迫る28.5%で、平成28年度より4.8ポイント上昇しました。

一方、平成28年度から進展がなかったものは、両親学級（にんぷつぶ教室）の夫（パートナー）の参加率、かっぱつ体操普及員数など9項目ありました。これらの多くは、新型コロナウイルスの感染症拡大防止により計画どおりの事業を行えなかったことが要因となるものです。各担当課では、目標の達成に向け、コロナ禍においても、通常は集合して行うところを個別対応やオンラインでの対応に変えるなどの工夫をしたものの、数値目標には至りませんでした。

未達成である数値目標や成果指標につきましては、庁内の男女共同参画推進会議ワーキングチームにおいて、目標達成のための方法・手段の検討を経て審議会に諮り、第4次計画に反映させております。

次に、令和3年度に行った市民意識調査の結果についてですが、成果指標の9項目のうち平成28年度よりも上昇したものは、牛久市男女共同参画推進条例・基本計画の認知度、性別による固定的役割分担の解消度の2項目にとどまり、夫婦の家事分担割合など7項目については数値に進歩が見られませんでした。

第3次計画の取組の結果、政策・方針決定過程への女性参画の促進や生涯を通じた男女の健康支援といった主要課題において一定の進歩があった一方で、男女共同参画の意識づくりやあらゆる就労の場における男女共同参画の推進などは、さらなる対応が必要な課題として残りました。

第4次計画では、それらの課題の解決に向けた対応を主な取組として位置づけ、取り組んでまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 第4次計画を策定するに当たり市民意識調査が行われたと今も御答弁にありました。その市民意識調査、これをして、市民が感じている男女の格差。また、市民が男女共同参画の施策として何を市に求めているのか。明らかになった現状と課題には何があったのでしょうか。

また、市内事業所の男女共同参画推進状況もアンケート調査で行っていると思います。労働の場における仕事と家庭の両立支援、これがどの程度認知され、実施されているのか、現状と課題について伺います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 令和3年度に実施いたしました牛久市男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感について質問した9つの場面のうち、家庭

生活、政治の場を含む5つの場面において、男性のほうが非常に優遇されている、あるいは、どちらかといえば男性のほうが優遇されていると回答した割合が50%を超える結果となりました。そして、男女が平等であると回答した数値について、前回の平成28年度より改善が見られたのは、職場と法律や制度の2つの場面にとどまる結果となりました。

日常的な家事についての夫婦の役割分担については、全て私が担当していると回答した割合が、洗濯は女性53.5%に対し男性は僅か2.4%、食事の支度は女性49.4%に対し男性はやはり僅か2.4%であり、また、家事・育児・介護に費やす時間は女性の33.2%が5時間以上であったのに対し男性の26.6%がなしでした。

このように、市民が感じている格差として、女性のほうが家事・育児・介護に費やす時間が圧倒的に多い現状が浮かび上がりました。家庭や職場での役割分担の女性への偏重については、一人一人に根深く存在している日常的な家事は女性が行うものといった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を取り除くことが重要な課題と考えております。

意識調査では、明らかとなった男女間の格差を懸念する市民の声を受け止め、第4次計画ではジェンダー平等社会の実現を目指し、意識啓発の取組を一層強化することで役割分担の平等化を進めていくことが必要と認識しております。

また、令和3年度市民・準市内事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査におきましては、育児休業制度あるいは介護休業制度の規定がある事業所の割合は過半数には達せず、短時間勤務や時間外労働の免除または制限といった育児・介護を行う従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所割合は、約4割にとどまりました。

このように、事業所アンケート調査結果からは、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、ハラスメント防止などの取組が十分になされていないことが明らかになりました。

それらの状況を改善するためには、事業所経営層の意識改革を進めていくことが課題であると認識しております。

第4次計画において、基本計画の内容を事業所に周知することは、先進的な事業所の取組を広報紙やホームページ等で発信すること、セミナーや助成制度など、国や県などから得られる事業所にとって有益な情報を提供すること、それらを継続して行うことで事業所の経営層の意識改革につながるよう働きかけてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今回の御答弁の中では、いわゆるケア労働と言われるものはまだまだ女性に偏っている。それから、労働の場においてもまだまだ両立支援の制度の周知がされていないということが分かりました。

それでは、市民意識調査の中で、市民が男女共同参画の施策として市に何を求めているか、ちょっとこの辺答弁になかったので、もう一度お願いいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 市民が市に望む男女共同参画の施策としましては、多い順に4つを申し上げますと、学校における男女平等教育の充実が31.6%、介護サービスの

充実が27.9%、保育サービスの充実が26%、女性の再就職や起業支援の充実が23.7%となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今回の御答弁でも、いわゆるケア労働、そういったところへの支援を求めているというのがよく分かりました。

それでは、最後です。第4次計画における事業の見直しと新たな事業について伺ってまいります。

今回の表題として、私は、男女共同参画を取り巻く潮流という言葉を使いました。これは茨城県の計画の中にあつた言葉です。

県では、男女共同参画を取り巻く潮流、つまり時代の流れとして3点取り上げております。

1つ目の潮流は、少子高齢化と人口減少社会です。県の人口は、最も多かつた2000年の299万人に比べ、2045年には224万人と約75万人、25%減少し、特に生産年齢人口と言われる人口は44%の減少と見込んでいます。そして、夫婦と子供世帯の割合が低下し、単身世帯、夫婦のみの世帯の割合が上昇しており、65歳以上の高齢単身世帯数も増加しています。また、令和元年度の県民意識調査では、回答者の5割が、理想とする子供の数より実際の子供の数が少ないと回答しています。

2つ目の潮流は、暮らし方の変化です。県民意識調査の結果からは、仕事と生活の調和について、理想では両立したいと思っている人が男女ともに最も高くなっていますが、現実では、男性は、家庭生活または地域・個人の生活にも携わりつつ仕事を優先していると答えた人の割合が高く、女性は、家庭生活または地域・個人の生活に専念しているが最も高くなっており、理想と現実の間に乖離が生じています。また、働いている人で週に60時間以上働いている人は、女性が全体の5%に対し、男性は12.7%に上り、男性の長時間労働が見てとれます。

3つ目の潮流は、働き方の変化です。内閣府の令和元年度の調査では、子供が大きくなったら再び職業を持つほうがよいとする割合が減少し、子供ができてみずっと職業を続けるほうがよいの割合が男女とも6割前後まで上昇しました。また、共働き世帯が全国で1,245万世帯、男性が働き女性が無職のいわゆる片働き世帯が582万世帯と、その差は2倍以上になっています。

この男女共同参画を取り巻く3つの潮流の現実を受け止め、実効性のある取組を確実にやっていくことがまさに求められておきましょう。新たな第4次の計画の体系は今回大きく変わり、的を絞ったスマートな計画になったと私としては思うところです。

そこで、新たな計画で見直した事業、また、新たに加わつた事業について伺います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 第4次計画では、第3次計画の取組結果及び県民意識調査・事業所アンケート実施結果から特定された課題に対応し、国や県の計画との整合性を図っております。

また、第4次計画においては、SDGsに掲げられているジェンダー平等の実現の視点を盛り込み、3つの基本目標、9つの施策の方向性、19の主な取組、103の具体的事業を定めてお

ります。

このうち、県の基本計画にある3つの潮流との関連について、第4次計画の中では、一例を申し上げますと、少子高齢化と人口減少社会にあります増加する高齢者への健康支援としまして、基本目標の安全・安心な暮らしの実現、施策の方向性の生涯を通じた健康支援にて対応しております。

また、暮らし方の変化にあります働きながら介護をしている男女への支援として、基本目標の安全・安心な暮らしの実現、施策の方向性の男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備にて対応しております。

さらに、働き方の変化にあります増加する共働き世帯への支援としましては、基本目標のあらゆる分野における男女共同参画の推進、施策の方向性の雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和において対応しております。

牛久市の第4次計画では、市内の男女共同参画推進会議ワーキングチームで協議し、第3次計画期間中に達成したものや終了したもの、基本計画との関連の深さなどの観点から、計画の見直しを行った上で審議会に諮り、20項目の数値目標と9つの新規事業を含む103の具体的事業を設定しております。

新規事業としましては、ジェンダー平等に関する市民参加型のワークショップに関する事業、養育費に関すること等を含むひとり親支援についての情報提供など、9つの事業を掲載しております。

長い歴史の中で形成された人々の意識や社会の仕組みを変えていくことは、一朝一夕にできるものではありません。私たちの町に男女共同参画の意識が着実に根づくよう、市民、事業者、行政のパートナーシップにより策定する第4次基本計画及び実施計画を推進してまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今、3つの潮流という関連で御答弁いただいたんですが、ちょっともう少し具体的な事業名教えていただけますでしょうか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 具体的事業について、主なものを御説明しますと、まず、生涯を通じた健康支援の中では、母子保育サービスの充実や介護予防のための施策の推進を拡充してまいります。

次に、男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備の中で、保育サービスの充実を拡充するほか、生理の貧困（学校のトイレの個室に生理用品の設置を実施）を新規事業の一つとして加えました。

最後に、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の中では、育児・介護休業制度の周知と啓発活動の実施や労働条件向上に向けての関係機関との連携強化などを拡充してまいります。

○杉森弘之 議長 質問者と答弁者に申し上げます。答弁の残り時間が大変短くなっておりますので、留意をお願いいたします。

山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 市民意識調査、私もこれを拝見いたしましたけれども、その自由記述の中に、たくさん自由記述書いていただいたんですけども、その中に次のような言葉がありました。

この調査をして何が分かり、どのような政策ができるのか、期待される効果は何かをフィードバックしてほしい。税金を使って調査しているでしょうから、市民へのフィードバックをきちんとお願いします。具体的な手段が見えてこない。基本的な目標値や実績値を含め、積極的に公開して市の取組を市民が知っている環境が必要だ。そのような記述がございました。

意識調査の結果からは、男女共同参画政策の認知度は総じて低く、どの政策も知らないとした回答が多数を占めたと私は感じております。

そこで、この計画のダイジェスト版なるものを作成して、男女共同参画の取組を市民に分かりやすい形で周知することについての御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 ダイジェスト版を活用することは、審議会においても有効であると御意見をいただいております。

ダイジェスト版は、見やすく分かりやすくするため、図表やイラストを活用して作成する予定です。完成したダイジェスト版は、各行政区などへの回覧、町内の男女共同参画コーナーへの設置、市公式ホームページやSNS等での発信、事業所への送付などを行い、計画の周知について努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 国では、今、異次元の少子化対策とした言葉が飛び交い、また、以前には、全ての女性が輝く社会づくりとか、女性活躍推進法というものもありました。

しかし、女性に家事、育児、介護、そして仕事と、これ以上活躍を求めるのではなく、ましてや少子化対策として子育て世帯に金銭をばらまくのでもなく、男女共同参画推進として市が取り組んでいるこれら100以上に及ぶ事業一つ一つが市民に理解され、着実に進むことこそが、女性だけではなく、全ての人にとって生きやすい社会になるのだと私は信じております。だからこそ男女共同参画推進室という組織は、市の施策全体に横断的に関わり、それを束ねていく重要な役割を担っていると考えます。すぐに結果が見えるものばかりではなく、息の長い取組が多くを占めましょうが、これからも粘り強く進めていただきたい、そうお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で11番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

午前11時21分休憩

午前11時30分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 皆様、こんにちは。ありがとうございます。甲斐徳之助です。

まず初めに、先日、議長に了解をいただき、ちょっと1週間入院しましたので、体力が戻っていませんので着座にての御質問をさせていただくことを了解得ていますので、これより、申し訳ございませんが、着座質問させていただきます。低いな。低いんだよ。

引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして、正確な情報が……。

○杉森弘之 議長 少し待ってください。暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

市民の皆様の声を届けること、そして、正確な情報が知りたいとの声に合わせ、活動したいと考えております。今定例会の一般質問においては、これまで質問させていただきましたその後とこれから組んでいく事業予算、そして、執行部の皆さんが今後どのような市政を展開していくのかお尋ねしたいと思っております。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。

初めに、キャッシュレスカード（地域マネーカード）の導入について、どのようにお考えになっているのか質問いたします。

地域キャッシュレスカードと関連させて活用していったほうがよい国の国策で進めているマイナンバーカードについて、本市においての現時点での交付率はどのようなものであるか、まずお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

2月28日時点におきまして、マイナンバーカードの申請率は81.6%、交付率は62.1%となっております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 交付率のほうが大事であるという話がまず前提にあります。国からの交付税の対象として条件があると思っております。交付率が国の平均値以上であること、また、近隣はどのような形になっているのか、そのあたりをどうお考えになっているのか、執行部のほうにお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 政府は、昨年6月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想の基本計画にマイナンバーカードの普及促進と利活用拡大を盛り込み、2023年度からカード交付率を普

通交付税における地域のデジタル化関連経費の算定に反映するとしております。具体的な数値は現時点では示されておりませんが、カードの交付率は全国平均以上である必要があるとされております。

牛久市では、現在のところ全国平均を下回っている状況であるため、現在は人材派遣を委託するなど、大幅に担当を増員して交付を進めているところでございます。

なお、県南の10市のうち5市が全国平均を上回っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ごめんなさい、こちら再質問させていただきます。まず、5市はどちらであるのか。牛久がなぜ平均値に届いていないのか、その要因が想定できるような話であればお尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 5市ですが、上から、守谷市、つくば市、土浦市、稲敷市、つくばみらい市の5市でございます。

そして、交付率がまだ追いついていないというところの原因としまして、現在、2月末のマイナポイント第2弾のいわゆる駆け込み申請というものが大量にございました。2月1か月で約6,500人が1か月で申請をしております。このような状況の中で、申請率については全国とほぼ同レベルでございまして、ただ、交付が追いついていないという状況がございまして、そこは今後精いっぱい交付率を上げていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。ごめんなさい、通告をしていない質問で申し訳ございませんでした。おいおいこちらは、申請がされているということは交付率が追いついてくるというのは理解しましたので、ぜひ引き続きマイナンバーのほうを推進していただければと思います。

あわせて、こちら次の質問なんですけれども、これを取った場合、申請した場合、持った場合の利用者、取得者のメリットがどのようになっているのかと、併せてデメリットのほうも一括で質問させていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 まず、メリットのほうでございます。

マイナンバーカードを取得した場合、一番のメリットとしましては、カード1枚で必要な場面において本人確認ができ、個人番号も証明することが可能となります。また、コンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得することもできるようになります。

現在はマイナポイント第2弾として、合計2万ポイントがもらえるキャンペーンを国のほうで実施中ですが、マイナンバーカードは健康保険証としても利用できるようになり、さら

に公金受取口座登録制度、これを登録することで、今後は年金や児童手当、緊急時の給付金などの申請の際には添付書類を省略することも可能となります。手続が簡素化されることで行政側にとっても給付の事務が簡素化され、その結果、市民は迅速に給付が受けられるということになります。

そのほか、マイナンバーカードのＩＣチップの電子証明書とひもづけ、自治体ポイントとして地域のキャッシュレス化や図書館を利用する際のカードとして利用するなど、地方公共団体において日常の様々な場面で活用できるようデジタル庁は様々な活用事例を公開しているところです。

続きまして、デメリットのほうでございます。

マイナンバーカードのデメリットとしては、まあ、デメリットといえますか、必ずしなければならぬということがございます。カードと電子証明書には有効期限がございます。期限より前に更新の手続を行わないと使用できなくなってしまいます。いずれも期限前に有効期限通知書が送付されるため、忘れずに更新手続を行っていただく必要がございます。

マイナンバーカードは、銀行のキャッシュカード同様、暗証番号を他人に教えないように管理する必要がございます。万一暗証番号を知られてしまうと、マイナポータルなどから不正にアクセスされることも考えられます。また、万一紛失や盗難に気づいたときには、警察に届出を提出していただくと同時に、マイナンバー機能を停止してもらうため、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡する必要がございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

何点か質問をさせていただきましたけれども、まず、近隣において、この後触れようと思っていました自治体において、守谷が先行事例であると、普及率が高いということで先行事例であります。実際、今取り組んでいらっしゃいます。

また、メリット部分で、特に公的なお金の受け取りの受皿になるということで、その辺が私はすごく注目度をしているところなんでありませうけれども、次の質問に関わってくるんですけれども、それらをひもづけて、利便性を市民に提供できる地域マネーカードの制度の導入の提案を何度かこれまで定例会で取り上げさせていただいております。例えば、以前視察に行った広島県の東城町の先進地の事例であったりでしたり、先ほどお話にも出ました近隣ですと守谷市の事例であったり、群馬県や沼田市、伊豆の西伊豆町、千葉県木更津市、神奈川県鎌倉などとありますが、当然皆さんはその辺の情報収集を取られていると思います。特に守谷市の事例が、マイナとひもづけが特に目指している、あと市町村のまちづくりのほうにも関連させて積極的に導入されているという話を聞いております。あとは、今、事例を挙げさせていただいた自治体なんかは、住民以外の方でも交流人口への活用を実施しているところでもあります。

こういったことを踏まえまして、本市に振り替えて考えてみますと、今、住民へのサービスの提供はハートフルクーポンであったりします。この中で、例えば、そのハートフルクーポンをペーパーレスでチャージをしてできる仕様をしていく。そして、そういった交付金等の受け取り

もマイナとひもづけて利用できる形がよいと私は考えています。その中で、一部市内の団体さんで制度導入への機運が高まってきているというような情報も私のほうに寄せられております。

その中、何度も過去の定例会では、御質問の中で執行部の皆さんの御答弁は、検討と注視ということで、注視ってやめるほうじゃなくて注目していくということですが、お答えいただいておりますが、ここで質問であります。その後、注視・検討の結果、どのような取組をされているのかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

市では、ハートフルクーポン券のキャッシュレス化につきまして、今、議員から御質問ありましたとおり、これまでキャッシュレス決済を扱う事業者からの聞き取りですとか、他の自治体への視察などを行いまして、調査、検討を進めてまいりました。

商工会でも一部でキャッシュレス化について提案がございまして、独自に調査をしていたとのことで、今回初めて商工会商業部会の会合に市が招かれまして、これまでに市が調べた情報を紹介いたしました。

キャッシュレス化につきましては、商工会の中でも温度差があるというのが実情ではございますが、今回の商業部会との協議では、いきなり全て電子化をするのではなく、まずは既存の紙クーポン券と併用したほうが望ましいのではないかと、キャッシュレス化については前向きに検討していくということで意見のほうは一致しております。また、今後の進め方に関しましては、まず商工会としての方針を決定していただいた上で、市側からも担当者を協議に加え、密に連携をしていきたいというような要望をいただいております。

このような状況でございますので、現時点ではキャッシュレス化につきまして具体化する段階には至っておりませんが、商工会と連携を密にし、予算やコスト、運用方法など、山積する課題を解決しながら、実現に向けて検討を重ねてまいりたいと存じます。

次に、議員から幾つかの自治体の紹介ございましたけれども、この中で、近隣の市町村の守谷市から聞き取りをした状況について御紹介をしたいと思います。

守谷市は、マイナンバーカードと連携をした商品券のデジタル化を実施しています。マイナンバーカードを守谷市独自のアプリMorinfo（もりんふお）と連携させることにより、買物をした際にクレジットカードなどで3,000円を支払うと1万ポイントが付与されるというもので、獲得したポイントは市内登録店で利用できるということなんですけれども、こちらのほうは2月15日で終了しているということなんですけれども、この制度につきましては、先ほど平均を上回っている市町村として守谷市ということありましたけれども、マイナンバーカードの普及を目的とした制度でありまして、令和5年1月14日の時点では、守谷市の総人口約7万人のうち1万6,000人の市民の方が利用していたということです。現時点では、これは2月15日で終了したということなんですけれども、プレミアム商品券としての活用だったのであるけれども、行く行くは地域通貨と併用していくことも考えているとのことです。

当市といたしましては、今後もハートフルクーポン券のキャッシュレス化につきまして、商工

会と協議を重ねるとともに、守谷市等他の市町村の事例を参考に、マイナンバーカードとの連携も視野に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 質問者に申し上げます。ただいま小川茂生市民部長から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 先ほど私の答弁の中で、10市中5市が全国の数値を上回っているという内容の答弁なんですけれども、最新の2月28日時点では4市でございます。守谷市、つくば市、土浦市、稲敷市の4市が全国の交付割合を上回っているということでございます。

以上、訂正させていただきます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 訂正了解しました。ぜひ5市目になれるよう頑張りましょう。

御答弁いただきまして、大体私もそのような内容を当然調査、研究させていただいていたんですけども、私、今回、市議会2期目ということで、当初からこのキャッシュレスの話させていただいております。マイナひもづけの形も当然有効的ではあるんですけども、一番いいのは、やはり視察のときに一般質問を上げさせていただいた広島県東城町のスタイルがあるのかなと思います。というのは、市民が使って、また交流人口の方々もそれに使えてやるという形で、すごくいい事例だと思います。その特典をやっていく中で、守谷の事例も多分に参考にさせていただいて、次長の今の答弁ですと、進めていくということをお願いしたので、その辺を御期待申し上げて、当然ながら商工会という言葉が出ましたけれども、公金の当て込みをやっていくのであれば、当然行政主導で、委託団体として商工会さんだったりということをお願いして、共に地域一体で取り組んでいったほうが利便性の広がりがあるということをお願いとお伝え申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、おくの義務教育学校建設のハード面と予算面の御確認の質問をさせていただきます。

先日、議員への説明会を教育委員会のほうから実施していただきまして、当然ここにいる議員の皆さんも含め把握はさせていただきました。ただ、正確な情報を市民に周知するという意味合いでこの質問をさせていただきたいと思いますので、何点か御確認をさせていただきます。

まず初めに、建設費用の話であります。設計費用、監理費用、建設の費用の総額、そして、これに対する建設補助金はどのようなものであって、期限はどのぐらいまで活用できるのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 おくの義務教育学校施設一体型建設事業の工事費につきまして、現在積算中ではありますが、令和5・6年度で工事を予定している校舎・給食室の新增築、校舎の長寿命化改修で約26億円、令和5年度に工事を予定している既存施設の解体、浄化槽新設に約2億円、令和6年度に工事を予定している体育館武道館の長寿命化予防改修、グラウンド改修、児童クラブ棟新築、外構等その他附属施設に約10億円、以上、工事費総額で約38億円程度を見込んでおります。

また、現在委託している基本・実施設計費は9,200万円ですが、これから行う工事の監理委託費としまして約6,000万円を見込んでいます。

国及び県の補助金につきましては、令和5・6年度にかけて行う校舎・給食室の新增築や既存校舎長寿命化改修のほか、令和6年度に行う体育館中規模改修やグラウンド改修、児童クラブ棟新築に対して、内閣府や文部科学省、茨城県から約9億円を見込んでおります。

なお、本事業は、義務教育学校の設置から6年以内、つまり令和7年度末までに完了することで、有利な国庫補助率の適用対象となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 建設費用の総額が38億円を提示いただきました。あと補助金の適用期限は義務教育学校の開始から6年以内ということで間違いはないと思う。いいですね。これは確認ですので、特に再質問はありません。

そういった状況を踏まえて、対象義務教育学校の児童・生徒の今後の推移と見込みも御質問をさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 おくの義務教育学校の児童生徒数につきましては、平成元年度のとき小中合わせて820名の児童生徒を有しておりましたが、その後減少を続け、平成28年度には、奥野小学校が187名、牛久第二中学校が88名で、合計でも275名となり、牛久第二中学校は県南地区で最も生徒数の少ない中学校となりました。

そのような中で、平成28年度よりおくのキャンパスの取組と市内全域からの通学を認める小規模特認校制度の運用を開始し、令和4年度には321名の児童生徒数となっております。また、平成30年度には、目標としておりました新1年生が2クラス編制となり、現在では2年生と4年生において2クラス編制が実現しているところです。

今後の見込みですが、奥野地区のゼロ歳から6歳までの就学前の子供の数は、最も多い年で21名、少ない年でも10名を迎える予定となっております。また、小規模特認校制度を利用して区域外から入学される児童生徒数については、これまでの実績から今後も90名前後を見込んでいるところです。

このことから、おくの義務教育学校では、特色ある教育活動の実践と小規模特認校制度の運用により、小規模ながらも豊かな教育活動を展開できるものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 今後90名前後を見込んでいるところでありますということで了解しました。

そのような状況の中で、学校建設に伴ってくる奥野地域の将来性も含めて、教育面で構わないんですけども、お尋ねしたいと思います。

まず、私は何度かやはり広域的な見方をすれば、根本市長もよくそういうふうにおっしゃって

いますけれども、県南地域で今後奥野地域という可能性は多分にあると思っています。そして、この義務教育学校の、言い方をちょっと変えれば投資事業と思うんですが、この辺が有効になってくればすごくいいんじゃないかなと思っていますところであるんです。

その中で、何点かビジョンについて御質問させていただきたいなと思うんですけれども、まず、義務教育学校が今後どういうふうな位置づけを持ってくるのか、または、その役割をどのように考えているのかというのが1点であります。

そして、隣接する、何度も同僚議員とかも取り上げていらっしゃいますけれども、小学校の跡地をどのように考えているのか、この辺の活用方法もお尋ねしたいと思います。

最後、やはりあの地域ですと阿見町の発展が著しいと。道路1本、インター1本挟んであのような形になって、タクシーもあちらの場合大分増えていますよね。その辺で軽くお聞きしたところ、阿見役場のほうまであの辺の方々はバスで行っていらっしゃるということも聞きました。最初に申し上げたいいろんな角度からの広域的なビジョンで見ると、その辺の阿見との関係はどのようになっているかという御質問をさせていただきます。

以上3点になります。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 おくの義務教育学校では、奥野地区の児童生徒の学び舎であることはもちろんのことですが、地域のコミュニティーの中心としての役割、そして存続の必要があることから、児童生徒が減少に向かう中でも、特色のある教育と義務教育学校ならではの9年間の連続した学びにより魅力を高め、小規模特認校制度を運用することで通学区域外からの児童生徒の通学を促し、児童生徒数においても確保に努めているところでございます。

9年間の特色ある学びとして、具体的には、国際的な理解教育と環境教育を軸に英語教育学習にも力を入れ、おくの同じユネスコスクールである海外の学校との交流を行うことで、日々学びの基礎である情報活用能力や問題解決能力、言語能力など育成がされることなどがつなげていきたいと思っています。

今後、一体型の校舎が整備され、9年間の連続した学びはもちろん、前期課程と後期課程の児童生徒の交流がさらに深まることで、義務教育学校としての魅力がさらに増し、児童生徒数の確保にも安定的に行えるものと考えております。

次に、おくの義務教育学校は北校舎の跡地利用につきましても、牛久市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設全体での方針を踏まえながら、一体型校舎の完成時期につながる令和7年度に向けて、庁内の検討組織により各所の事務調査、地元意見などの集約を行いながら今後の方針を決定いたします。

最後に、奥野地区に近接し、住宅建設が進み、今後児童生徒の増加が見込まれる阿見町との将来の関係についての御意見でございますが、位置的にも非常に近く、発展している地域でもあることから、施設の相互利用や避難所などの防災面での協力も検討課題になるものと考えております。ただし、おくの義務教育学校に関しては、現時点では特段具体的な考えはございません。まずは一体型校舎の整備とキャンパスバスの確実な運行、並びに、おくの義務教育学校の特色ある

教育により、児童生徒の推移を安定的なものと考えていきたいと思ひます。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 児童生徒の安定的な推移をしていきたいということでお考えをお聞きしました。何度かお話をさせていただいて、やはり阿見町との連携という部分に私は注力して今後動いてといひますか、その方向性を見てほしいなと思ひます。

いろいろおくの義務教育学校、教育問題であるのは分かっているんですけども、どうしてもその予算という、建設予算というハード面の部分で市民の皆様からお問合せをいただくことが大変多いと、多分同僚議員も多数そういう方がいらっしやるんじゃないかなと思ひます。物価の建設資材の高騰だけに限らず、建設予算等もきちんと精査して、よりよい学校建設ができるように確認の質問をさせていただきました。この場では、いい悪いではなくて、お問合せが多いものですから御質問をさせていただきました。最後になります。ありがとうございました。

次の質問に行きます。最後の質問ですが、まちづくり全般の考え方を確認させていただきたいと思ひます。

国は、今後少子化対策に取り組んでいく話を進めています。地方自治体においては、社会増の政策を視野に入れていかなければ、行政運営自体が見えなく、生き残れない自治体になってしまうのではないかと私は時勢において危惧しております。

本市においても、移住者に対しての選択肢を提示し、サービスを提示していかなくてはならない。また、元来いらっしやる居住者に対しても、ますますのメリットを体感してもらわなければならないと考えております。

ここに、議場にいる我々議員や執行部の皆様には、向こう何十年の行政運営の責任があると思っております。選ばれ続けるまちづくりを念頭にこれからも取り組んでいくことが大事である。私は、人口増加策が最優先と考えています。本市が活気があるまちであり続けるために、どのようなまちづくりに取り組み、何が優先課題で考えていらっしやるのか。様々な分野があるとは思いますが、執行部の皆様の御所見をお伺いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 当市における年齢構成の状況としましては、いわゆるベッドタウンとして昭和50年代から人口流入が顕著となった経緯から、国勢調査の数字を見ると、年少人口の割合は1985年にピークを迎え、平成10年のひたち野地区の開発以降、若干の増加傾向となりましたが、全体としては減少傾向であり、65歳以上の老年人口は、当市でも人口構成が大きい団塊の世代付近の割合が大きいことから急激な増加が見られます。

数値で見ますと、老年人口は1985年には全体の7.1%だったものが2020年には29.0%と割合で約4倍に推移しております。一方、年少人口は1985年時点で27.3%だったものが2020年では12.8%と割合では半分以下となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、この先20年以上、年少人口の減少、老年人口の増加が継続するものと推計されております。

このような状況の中で、当市としては、国の地方創生の方針に基づき、2015年度に牛久市

まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、現在は2021年度に改定した第2期の総合戦略により、結婚子育て環境の充実、人の流れの創出、魅力あるしごとの創出、安心して暮らせる魅力ある街づくりを掲げ、各種施策に取り組んでおります。

将来にわたり持続可能な行政運営を図るには、その基礎となる人口の維持が必要と捉えており、総合戦略策定段階における人口8万4,000人を維持していくことを人口ビジョンの目的と掲げております。

今後の取組を総合戦略の観点から見ますと、新規転入者の受皿となる東端穴地内における宅地開発事業、子育て環境の充実を図るための子ども家庭総合支援拠点の運営、おくの義務教育学校一体型校舎建設をはじめとする教育施設の充実、転入者へ動機づけとして移住支援補助金事業、生活の安心安全を創出する防犯カメラ設置事業をはじめとするインフラ整備などに取り組んでまいります。

その中でも、当市としてより注力して取り組むべきは、将来の人口維持を目指すため、出生数の回復に向け、子育て世帯を含む若年層の転入が継続的になるよう、既に形成された良好な住環境を生かし、安心して産み育てられるまちづくりを進め、切れ目ない子育て支援を充実させていくことが重要かつ不可欠であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

宅地開発事業であったり、子育て環境の充実、施設の充実、移住者支援補助事業、防犯、インフラ整備とお話しされておったような気がします。

その中で、最後にお話しされた子育て世帯を含む若年層の転入で、産み育てられるまちづくり、切れ目のない子育て支援というところが一番お話しされたいところであったのかなと勝手に解釈をさせていただきましたが、私は人口増加政策というところで、人口維持と総合ビジョンにうたっているところでもありますので、そのような話になってくると思います。

最後なんですけれども、これは答えていただけるかどうかではありますが、トップである根本市長はそのような考え方であるということによろしいですか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は自分で、これからの牛久の未来像ということ、友達とか、いろんな方と話ししたりします。私は人口ばかりではないと思っています。その中で、いかにして、今、平均寿命が85歳とか90歳とか言われますけれども、でも、その間に寝たきりになった人いるということもございます。ただ、そういう方で、介護も必要で、それで体が不自由な人もいます。ですから、なるべくその差を埋めていただいて、そして健康寿命が延びることによって元気な高齢者の方、そして人口も僕は、ある程度はいいんじゃないか。医療費も下がってくる。ですから、私は高齢者のそういう健康寿命をこれからいかに延ばすかということが重要だと思っています。

それから、町のいろんな町のつくり方、そして今度の東端穴地区のあれが成功して、そして県からいろんな評価がされることによって、そうすると、私たちが、この場所どうですか、この場

所どうですかと言ったときに、非常に仕事はやりやすくなります。ですから、今が非常にこれから牛久の未来をつくるのにも、非常に大事なことでございます。

また、奥野地区では今度竜ヶ崎阿見線が通ります。また、大きな道が通ることによって、あの地域も非常に今度注目されてもおかしくない土地でございまして、あちらはアウトレット、それから斎場もございます。斎場なんかも本当に、今、迷惑施設でございせんから。アウトレット、それから、あちらの団地、そして龍ヶ崎のいろんな幹線、あとまた非常にあそこは今、高齢者施設の建物も多く建っております。そういう意味でも、僕はあの地域は非常に注目される町でもあるのかな、牛久でも、そういうことを考えております。

それから、年齢、年齢と言いますけれども、65歳以上がどうかこうだということ、僕は年というのは、ただ年齢を重ねただけであって、行政であまり65歳以上何だかんだというのは非常に僕も不愉快でございますので、70近く、70過ぎましたので、そういうことじゃなくて、私は健康である町、そして、そういう様々な町のビジョンをしっかりとすることによって、いろんな事業者も開発しやすくなって、そして、その成果をいろんなところに出すことによって、県、国も認めていただく。この学校もそうですけれども、本当にこの義務教育学校があともうちょっと縛りがなかったら、3年ぐらい延ばしてほしかったです。というのは、牛久の財政規模もございますので、ちょっと苦しい年度なんですけれども、ただ、それは今までいろんな財政調整基金、それから目的基金をつかって、どうにかこの数字、乗り越えるようなことの算段をしているところでございます。ですから、そういうまちづくりも、これからは牛久全体において、そういう健康でありながら、そして、なおかつ人口を維持できる、もしくは、そのもっと先行って延ばせる地域であると私は思っておりますので、そういう施策を重ねることが私はこの牛久にとっての大きな魅力につながるのではないかと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 市長、答弁ありがとうございました。

選ばれ続けるまち牛久を目指して、様々な御期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時40分いたします。

午後0時15分休憩

午後1時40分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 こんにちは。公明党の鈴木でございます。

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、マイナンバーカードの利用と課題についてでございます。

これまでも何度か質問してまいりましたが、行政のデジタル化の推進は、市民の利便性向上、自治体の業務の効率化、コストの抑制という観点から避けて通れない課題でございます。国も2021年9月1日にデジタル庁を発足させ、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくことになりました。そこで、今回は、改めて行政のデジタル化を実現するために、その基盤となり、今その申請数が急激に拡大しているマイナンバーカード、その利用と課題について伺います。

マイナポイント事業という施策もあって、本市でもマイナンバーカードの申請、交付が急増しております。そこで、直近の本市のその申請数・交付数及び申請率・交付率を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

2月28日時点におきまして、マイナンバーカードの申請数は6万8,937人、交付枚数は5万2,498人、申請率は81.6%、交付率は62.1%となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 マイナンバーカードがあれば、それ自体が本人確認書類となり、また、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書を市役所の開庁時間以外でも取得することができます。さらに、健康保険証としての利用や公金受取口座を登録することによって交付金の受け取りも可能になってきました。そして、今年の2月6日からは、マイナポータルを通じて、全ての市区町村でオンラインによる転出届の提出を提出元市区町村に、また、来庁予定の連絡を転入予定市区町村にできるようになりました。

そこで、こうしたことを含めて、現在、マイナンバーカードがあればできることは何かを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 マイナンバーカードがあればできることということで、議員御案内のとおり、マイナンバーカードを取得した後は、住民票や印鑑登録証明などがコンビニエンスストア等で取得可能となるほか、新型コロナワクチン接種証明書の電子交付も受けることができます。

また、マイナンバーカードには顔写真がついているため、特に運転免許証を返納した高齢者の方にとっては、本人確認書類として便利であると聞いております。

また、確定申告をオンラインで提出ができるe-Taxや健康保険証としての利用も進んでおります。

また、地方自治体の独自利用として、自治体ポイントや図書館の利用などを行う市民カードとして活用している事例もございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 マイナンバーカードは、2024年度には運転免許証としても使える予定になっております。

そこで、将来、マイナンバーカードがあればどのようなことができるのかについて伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 今後は、健康保険証との一体化の推進やハローワークカードとしての活用、国立大学での利用、運転免許証との一体化などが予定されておりますが、さらに令和4年12月22日の経済財政諮問会議におきまして、令和9年までのマイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップが示されました。これによりますと、社会保障等の基盤整備として、公金受取口座の登録が促進されることにより、地方税の還付や児童手当などの150の事務だけではなく、特定の公的給付や地方自治体の独自利用事務、生活保護制度、医療・介護制度や子育てワンストップサービスなどにマイナンバーカードの利活用が進められていくこととなります。

また、先ほど議員御案内のとおり、令和5年2月6日から転出・転入ワンストップサービスが開始されたところでございますが、今後も書類の添付や入力などを省略させた仕組みづくりというところで、行政事務の効率化に向けた検討が進められていくこととなると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 マイナンバーカードの利活用によって、様々な行政手続の簡素化、行政事務の効率化が進み、市民の利便性が向上していくことは間違いないものだと思います。将来的には、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することで、カードを持たずにスマホ1つで行政手続が完結できるようになると言われております。

一方で、マイナンバーカードは作らないという方もいます。カードの盗難や紛失によって、そこに記録されている重大な個人情報に漏えいしてしまうのではないかとというリスクを指摘する声も少なくありません。

そこで、マイナンバーカードの問題点にはどのようなものがあるのか伺います。

また、その問題点に対してはどのような対策が取られるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 マイナンバーカードを作らないという方の大半は、セキュリティー対策に不安があると考えているのではないかと思います。また、便利になればなるほど、個人情報が芽づる式に大量に漏れてしまうのではないかとという声も伺っております。

マイナンバー制度は、情報を1か所に集めて管理する仕組みではなく、手続を受ける行政の職員だけがその手続に必要な情報に限りアクセスすることが許可される仕組みであるため、個人情報が芽づる式に引き出されるという心配はありません。

また、不正なアクセスが行われないよう、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督しており、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっております。

なお、カードそのもののICチップには税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っており、例えば、健康保険証として利用しても特定健診情報や薬剤情報がICチップに入るとい

ことはありません。

マイナンバーカードの安全対策としては、オンラインの利用には電子証明書を使うため、カードの暗証番号は、キャッシュカードと同様、他人に教えないことが重要です。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 マイナンバーカードの申請において、多くの方々が本市のマイナンバーカード申請サポート窓口を利用されているようです。一方で、パソコンやスマホを使えば、マイナンバーカードの申請はオンラインでいつでもどこでも簡単にできるようになっております。また、そのようにして申請された方も少なくありません。

このように考えると、今後デジタル化の急速な流れの中で、高齢者を中心に、パソコンやスマホを使える人と使うことに不慣れな人との格差、いわゆるデジタルディバイド、情報格差の問題がますます深刻になってきています。マイナンバーカードはデジタル化の基盤となるものですが、それを利活用し、デジタル化の恩恵を受けるためにも、パソコンやスマホなどのデジタル機器を誰もが気軽に使えるようになることが必要不可欠です。

国は、その対策として、デジタル推進委員の配置等を進めております。本市として、こうしたデジタル弱者に対する支援の取組はどのようになっているのか伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 総務省がまとめた令和3年度情報通信白書によりますと、令和3年度のスマートフォンやタブレットの利用状況については、全体では、「よく利用している」または「ときどき利用している」という回答の合計が77.8%で、年齢別に見ると、18歳から29歳では98.7%、利用率がほぼ100%に近いのに対し、年齢が上がるにつれて利用率は低下し、60歳から69歳では73.4%、70歳以上では40.8%にとどまっております。このように、高齢者はスマートフォンやタブレットの利用率が低く、情報通信機器の利用状況は世代間格差が見られます。

国では、こうした高齢者等のデジタル弱者に対する支援として、デジタル活用支援推進事業により、令和3年度からデジタル活用に不安のある高齢者などを対象として、携帯電話ショップなどを中心に全国2,000か所以上で講習会を開催し、牛久市におきましても、国と連携し、広報紙やホームページで講習会開催の周知を行っております。

マイナンバーカードの普及によるオンライン申請のさらなる充実、市民の利便性を追求した行政サービスのデジタル化が今後ますます進展することが想定されます。引き続き、国のデジタル活用支援推進事業に協力・連携するとともに、市内のデジタル弱者の実態を把握し、多くの市民がデジタル化の恩恵を享受することができるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市民の利便性の向上、業務の効率化、コストの抑制と行政のデジタル化を可能にする上で不可欠なマイナンバーカード。一方で、それを持つことによる不安や必要性

を疑問視する方々もいらっしゃいます。したがって、それを前提に、安全性や有効性を引き続き丁寧に市民の皆様にご説明していただくとともに、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。かっぱ号・うしタクの運行路線の拡大についてでございます。

周知のとおり、コミュニティバスは、住民の移動手段を確保する目的で自治体等が運行するバスであり、交通空白地域解消のため、また、交通事業者が赤字路線から撤退した後、高齢者や障害者、学生や児童等の交通手段が失われないように自治体等が費用を負担して委託運行することが多く、本市のコミュニティバスかっぱ号も、交通空白地域解消等の目的で2003年から試験運行され、2005年から本格運行しております。その後、民間の路線バスの撤退や縮小、採算性の問題等があり、今の運行体制になっております。

そこで、まず、かっぱ号の利用者数、運行経費、運賃収入、補助金、市の負担額、利用者1人当たりの市の負担額を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 かっぱ号の状況としましては、新型コロナウイルス感染症の発生の前年である平成30年度は、利用者数が29万8,000人、運行経費が8,354万6,149円、運賃収入が2,863万3,705円、国庫補助金が730万1,000円、市の負担額が4,973万2,000円、利用者1人当たりの市負担額は167円でした。

国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認された令和元年度は、利用者数が28万7,927人、運行経費が8,943万2,619円、運賃収入が2,929万4,317円、国庫補助金が763万8,000円、市の負担額が5,516万3,000円、利用者1人当たりの市負担額は192円でした。

その後、令和2年度には利用者数が18万7,752人まで落ち込み、運行経費が1億464万1,655円、運賃収入が2,071万2,232円、国庫補助金が932万円、市の負担額が7,649万2,000円、利用者1人当たりの市負担額は407円となりました。

令和3年度は状況がやや回復し、利用者数が21万1,803人、運行経費が1億422万3,995円、運賃収入が2,035万8,545円、国庫補助金が1,067万7,000円、市の負担額が7,503万9,000円、利用者1人当たりの市負担額は354円となりました。

令和4年度は、令和5年1月までの10か月間で、利用者数が20万9,329人まで回復しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいま答弁にありましたとおり、かっぱ号が利用者の自己負担額の何倍もの市の負担額で支えられているという現状を認識しつつも、高齢者や障害者、学生や児童等自ら車を運転しない、いわゆる交通弱者の移動手段の確保を保障するということは、行政の重要な役割にほかなりません。かっぱ号は誰でも利用できますが、特にこうした交通弱者のことを

念頭に運行体制を確立することは重要です。

自家用車を運転しなくなった高齢者は増加を続け、路線バスの運行縮小もあって、かっぱ号の運行路線、運行時間等の運行体制の拡充を望む声は大きくなってきております。市にも市民からの運行体制の拡充等を求める声が届いていると思いますが、かっぱ号に関する市民からの要望内容について、どのようなものがあるのか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 かっぱ号に対する市民からの要望は、上池台行政区・下根ヶ丘行政区・第8岡見行政区からひたち野牛久駅方面への新ルート of 要望が出ております。また、新地行政区や栄西行政区、みどり野行政区からそれぞれの行政区内を通るルートや上町行政区からいぶき野団地を経由するルートなど、既存ルートの運行路線拡大の要望が出ております。

個人の方からは、土日の民間路線バスが廃止された東岡見行政区を通るルートや個人病院へ立ち寄るルート等の路線拡大の要望が寄せられております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、市では、今後運行路線の拡大を具体化する動きはあるのか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 国土交通省から出されているコミュニティバスの導入に関するガイドラインでは、公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完するというもので、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきであるとされております。このことから、公共交通はコミュニティバスだけで完結させるものではなく、行政と民間事業者の役割分担が必要不可欠となります。

この考え方に基づき、平成28年6月に策定しました地域公共交通網形成計画において、市街化区域及び郊外団地は民間路線バスとかっぱ号の定時定路線型の公共交通でカバーすることとしています。かっぱ号の現行ルートも民間路線バスのルートとの重複に配慮しつつ、市街化区域及び市街化調整区域内の郊外団地を結ぶものとなっております。

現行計画である令和3年3月策定の地域公共交通計画においては、かっぱ号に関する施策については、かっぱ号の維持・充実を図ることとしており、一層の利便性向上を目指し充実を図ることとなっております。現行の計画では具体的な新規路線は計画しておりませんが、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 検討していくという上で、かっぱ号は、周辺自治体と比較して運賃が安いことは周知のとおりです。それは魅力的なことでもありますが、逆に、事業性や採算性の問

題を考えると喜んでばかりもいられないと思います。

そこで、例えば、運行路線を拡大するために、その分運賃値上げをするといった方策も考えられます。また、利用者数の少ない路線の本数を減らし、その分、要望の高い地域に新たな路線をすることも考えられます。こうした考えに対しての市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 運賃値上げにより新たな運行路線を拡大するという考えにつきましては、新たな路線拡大のための費用を既存のかっぱ号利用者に求めることにもなりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

運行本数の削減により新たな路線拡大を行うことにつきましては、一定数の利用者がある路線で減便を行うことは難しいため、運行本数の削減ではなく、利用状況を見ながら、既存ルートにおける一部の便の経路変更を行うことなどが考えられます。

一方で、昨今の燃料費、人件費などの上昇している動向を考えますと、運賃改定を検討する必要もあると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 運行路線を拡大するといっても、道路が狭くてバスが運行できない、通行できない、あるいは、通行できる道路があってもバスを回転させる場所が確保できないという場合には、そこに運行路線を設定することは難しいということの実情もあります。

そのような場合は、例えば、今の車両ではなく、ワゴン車等小型の車両に替えて運行を可能にするということも考えられます。こうした考えに対する市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 ワゴン車などを活用した車両の小型化については、大きさの異なる車両を使用することになりますと路線ごとに利用者数が異なるため、路線ごとに使用できる車両が限られることとなります。

現在、かっぱ号は、運行本数を最大化するために路線を限定せず、1台の車両を複数のルートで配車しているため、現状ではかっぱ号の路線拡大の手法としては難しいものがございます。そのため、かっぱ号では通れない新たな場所にルートを新規開設するような際の手法として、ワゴン車などの活用も今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ぜひ、しっかりと検討をしていただければと思います。

市には、かっぱ号とともに交通弱者の足の確保のために、自宅から任意の目的地までドア・ツー・ドアで運行を行う乗合タクシー、うしタクを2020年10月より開始しております。

そこで、まず、うしタクの会員登録状況、利用者数、運行経費、運賃収入、市の負担額、利用者1人当たりの市の負担額を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 うしタクは、令和2年10月1日に運行を開始し、登録者数は令和5年1月末現在で3,362人となっております。

利用者数や経費については、令和2年度は、令和2年10月から令和3年3月までの6か月間で、利用者数が2,316人、運行経費が1,987万8,650円、運賃収入が128万4,500円、市の負担額が1,859万4,150円、利用者1人当たりの市負担額は8,029円でした。

令和3年度は、利用者数が6,990人、運行経費が3,972万6,500円、運賃収入が385万2,100円、市の負担額が3,587万4,400円、利用者1人当たりの市負担額は5,132円でした。

令和4年度は、令和5年1月までの10か月間で、利用者数が6,647人となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 うしタクは、市内全域と龍ヶ崎市の済生会病院を運行しております。しかし、阿見町の東京医大茨城医療センターやつくば市の筑波大学附属病院、筑波メディカルセンター病院等への運行区域を拡大してほしいという声があります。市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 うしタクの他自治体への乗り入れにつきましては、牛久市からの距離の大小にかかわらず、乗り入れ先自治体の交通事業者を含めた当該自治体との協議を調えることが求められます。

協議においては、利用者の利便性に配慮しつつも、市の提供するサービスによって、民間のバスやタクシーの利用客が減少し、民間事業者が撤退するような悪循環が発生しないよう、その自治体で営業している交通事業者の意見を聞き、経営への影響を確認し、運賃や運行時間、運行範囲を決定しております。

なお、県内においては、他市の乗合タクシーも同様の考えに基づいて運行されており、市外への運行は例外として最寄りの駅や総合病院に限って行われている現状となります。そのようなことから、現状ではつくば市等へのうしタクの乗り入れは難しいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 コミュニティバスにせよ、乗合タクシーにせよ、自治体の公的資金等によって運営されているため低料金で利用できます。しかし、利用者数が少なれば市の負担は大きくなり、財政上の問題にも関わってきます。また、答弁にもありましたとおり、民間事業者との競合性にも配慮しなくてはなりません。

一方で、自ら運転をしなくなる高齢者等はますます多くなるでしょうから、移動手段の確保という行政サービスの観点から、必然的にこれらの運行体制を拡充する必要に迫られることとなります。

市としては、今後、かっぱ号・うしタクのいわゆる持続可能性を確保するためにどのような対

応をされていくのか、その見解を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 かつば号やうしタクの持続可能な形の継続していくためには、利用者状況等の分析、ダイヤ見直し、既存交通業者との役割分担など、既存資源の有効活用が非常に重要となります。

これらを踏まえて、かつば号では、今年度、運動公園ルートの利用の少ない停車場を廃止し、利用者の見込める停留所を経由するようなルートの変更、新規開店したスーパーマーケット前の停留所新設など改善を実施いたしました。それ以前にも、小坂団地ルートやみどり野ルートの地域の要望に応える形で既存のルートの一部変更を行っております。

うしタクでは、今年度、利用者からの声を踏まえて、通院利便性の向上のために、運行開始時間を午前9時から午前8時30分に早めた改善も行いました。

利用者の立場から、利用性が重視されることは市としても理解しております。一方で、持続可能な交通機関の観点からは、既存交通事業者への配慮、利用者の適正な負担も非常に重要な課題となっております。

かつば号やうしタクの見直しは、利用状況、利用者の声を聞きながら、関係者と十分な協議の上、継続的に進めてまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 かつば号・うしタクに対する市民の関心は高く、それに対する様々な要望があることは皆さんも御承知のとおりだと思います。それらの要望に全て適切にお応えすることは非常に難しいことであることも十分に承知しております。しかしながら、市民が生活していく上で必要不可欠な足の確保は最優先課題であるに違いありません。

民間交通事業者は、採算性の観点から既存事業からの撤退を余儀なくされる場合があり、それによって影響を受ける市民も少なくありません。それに対して行政はどのように対応していくべきか。コミュニティバスの新規路線設置が困難であれば、ただいま答弁のあったように、既存ルートの変更もさらに検討していただきたいと考えます。

また、運行路線拡大によって、現に移動手段がなくて困っている方に少しでも手を差し伸べられるならば、現行運賃の改定も視野に入れながら様々な対応を尽くされ、時には市民皆様に痛みをお互いに分かち合っていただくように、市民の皆様に御理解をいただけるように努めることも行政の責務であるに違いありません。

難しい問題ではありますが、他の自治体の事例もさらによく見極め、参考にしながら、市民の思いに極力お応えできるように努めていただくように念願し、私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 皆様、改めましてこんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、令和5年度予算についてと子どもの登下校の見守り活動についてでございます。

それでは、令和5年度予算についての質問をさせていただきます。

まずは、令和5年度予算の編成過程についてでございます。

令和5年度当初予算は令和元年度に次ぐ予算規模で、一般会計では300億487万3,000円で前年度比8.2%の増となっております。これは、予算案の概要にも述べられているように、おくの義務教育学校一体型校舎の建設工事や物価高騰に対する給食費の負担軽減などにより教育費が前年比17.9%の増となったこと、また、ふるさと応援寄附が増額していることによる返礼品の増やコンピューターの基幹システム更改などにより総務費も22.8%の増となったことが要因かと思っております。

それでは、令和5年度予算の前に、4年度の予算がどうであったのかを見ていきたいと思います。

令和4年度予算では、定例会あるいは臨時会でも補正予算が組まれ、歳入面では、当初予算の見込額からその後どのような変化があったのか。当初予算以降の市税等の推移、地方交付税、財政調整基金等の繰入金、そして市債発行額の推移を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和4年度予算における市税等の推移につきましては、市税は、当初予算におきまして118億4,518万9,000円を計上いたしました。今般提出しております一般会計補正予算において、個人市民税及び市たばこ税の増収により1億4,916万4,000円を増額し、令和4年度の市税の見込額を119億9,435万3,000円としております。

次に、地方交付税につきましては、当初予算において21億2,601万5,000円を計上しては、地方財政計画に基づく増額や臨時経済対策費分が令和4年度においても国の補正予算において創設されたことなどによりまして、普通交付税が9億1,456万8,000円増額し30億4,058万3,000円となっております。

また、財政調整基金繰入金につきましては、当初予算において7億9,402万9,000円を繰り入れては、市税、地方消費税交付金や地方交付税等の歳入の増額等がありましたことから、10度の補正予算を編成した結果、繰入額はゼロとなっております。

なお、実質収支額の一部の積立てや今般提出しております補正予算における積立金によりまして、令和4年度末の財政調整基金の残高につきましては35億5,825万3,000円となる見込みでございます。

最後に、市債につきましては、当初予算において13億4,000万円を計上いたしましたが、国の補正予算による事業の前倒し等による教育債の増額があったものの、臨時財政対策債の減額や事業費の確定による減額によりまして12億7,920万円となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、令和4年度予算では特徴的な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について質問させていただきます。

これには感染症対策、市民生活支援、それから経済対策など各種事業が実施計画にも示されているところでございます。これらは途中で原油価格・物価高騰等の影響への負担軽減も踏まえて、地域の実情に合わせたきめ細やかな支援が実施できる仕組みへと見直しが図られつつ、国全体では総額17兆、この臨時交付金は総額では17兆1,260億円が交付されております。牛久市でも様々な感染症拡大防止策をはじめ、この物価高騰に直面している方への対策なども実施されているところでございます。実施計画の進行状況、事業に対する評価、総括をどのように判断されているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和4年度予算におきまして地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、公共施設全般にて対応した感染症拡大抑制に係る対応として14事業、約3,900万円、市民生活支援として、行政区活性化補助金、新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援物資配付事業、保育園・幼稚園・小中学校の給食費物価高騰対策事業、ハートフルクーポン券助成事業、LED照明買い替え支援事業など9事業、約3億1,000万円、経済対策としまして、公共交通事業者応援事業、商工会クーポン券発行助成事業、市内の福祉事業者などへの支援金交付事業、農業者や運送事業者の支援金交付事業など11事業、約2億円の事業を実施しております。

現在実施しております事業におきましては、年度の繰越しを予定しておりませんので、全事業完了後に実績を取りまとめ、国、県への報告を予定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 こうした全国いろいろな市町村で使われ方がそれぞれ工夫されているということで、牛久市でも、この事業の中に牛久市の市政方針などがうたわれて、方向性が盛り込まれていると思います。

この中で1点聞きたいのがあったのですが、ちょっといろんな項目にわたっているので、IP電話については省略させていただきます。IP無線機の導入について、この臨時交付金を使った事業ということで質問させていただこうと思っておりましたが、項目が多岐にわたっていることからこの部分は割愛させていただくことにいたしました。大変申し訳ございません。

それでは、次に、令和5年度予算編成過程における予算決定プロセスについて数点質問してまいります。

最近の予算編成方針には、事業の立案に当たっては、職員一人一人が牛久市の現状を十分に理解し、前例踏襲による予算計上といった考えを一掃しといった文言が何度も繰り返されておりす。しかし、令和3年度決算では、監査委員の審査意見書の中で、財政担当は相当な危機感を持って財政運営に当たっているが、その危機意識が全庁的に浸透しているとは言い難く、職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられるとまで言わしめ、決算特別委員会でも21億円の不用額が生じた安易な市政運営が指摘されているところでございます。財政運営に対する危機意識は一朝一夕に持ち得るものではないと思いますが、相変わらずの当初予算の要求額であるなという感想を持ちました。歳入面でいえば、この予算要求の段階では正確な数字が出せないでしょうから、40億円の収支の差、乖離は致し方ない部分もあろうかと思いますが、職員の認識は当初予算額にどう表れているとお考えでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 予算を要求する際には、予算編成方針や要求指針、予算要求留意事項を全庁に示し、それらに基づき各課において予算要求を行っているところでございます。予算要求後は、歳入と歳出の乖離状況を示した後、予算編成方針による見直した事項や特徴的な事業について各課長に対する財政課ヒアリングを実施し、また、市長、副市長ヒアリングにおきましても、各課で作成いたしました前年度予算との比較表を基にヒアリングを実施しているところでございます。

なお、各課において予算を要求するに当たり、事業費を積算する場合には複数の事業者から見積りを徴取し、最も低い金額で積算しており、また、扶助費などを見積りを徴取し得ない経費などにつきましては、令和3年度決算額や令和4年度における執行見込額を考慮しながら積算しているところでありますので、各課にとっての事業の優先順位はあるものの、予算編成方針に基づき必要な経費についての予算要求がなされていると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 各部署が行った予算要求額、これを査定するというか、その内容を一つ一つチェックする財政担当に何うというのも、ちょっと何とも皮肉なものというふうにも私自身は思っております。

しかし、各部署が提出してきた当初予算、これが、一方では予算編成を財政主導で行われるということへの危機感を感じずるものでもあります。各部署が自律的に、自らを律しつつ、現場主義、現場目線で予算要求したものが、修正、査定を受ける流れの中でどう尊重され、事業の選択と集中が図られたのか。新規事業に見る市の政策判断はどこでなされたのかをお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和5年度当初予算につきましては、市ホームページに掲載いたしました令和5年度一般会計当初予算編成の推移のとおり、予算要求時には財政調整基金や特定目的基金からの繰入金を計上しておらず、また、市債については臨時財政対策債のみの計上で、投資的事業に対します市債を計上していないことから約45億円の歳出超過となり、各課における

予算の修正後は約4億円の経費が削減されたことにより、約41億円の歳出超過となりました。

このような中、予算を査定するに当たっては、財政課における各課ヒアリングや市長、副市長ヒアリングを通して各課の予算の内容を聴取するとともに、各担当者から個別に内容を確認し、公共施設等総合管理計画における優先順位や新規事業も含めました各課における事業の優先順位を確認しながら、公共施設の改修や道路などのインフラ整備の予算要求については、必要に応じ現地調査を行い、査定を行っているところでございます。

また、歳入につきましては、地方財政計画に基づき、地方交付税や譲与税等の見直しを行いながら、市債については、将来的な財政負担とならないよう交付税の基準財政需要額に算入される事業債を優先して計上するとともに、財政調整基金や特定目的基金からの繰入れなどにより財源を確保し、査定を行っているところでございます。

なお、予算編成過程におきましては、ヒアリングのほか、補助金等適正化委員会、予算編成会議を行い、庁議を経て当初予算案を決定しているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 昨年9月の決算特別委員会で明らかになった令和4年度に皆減されたスズメバチ駆除に関する予算では、現場の判断と財政との間に認識のずれが生じ、結果として皆減につながったのではないかというふうに私は思っているところでございます。そして、このような事例はほかにもあると考えるものであります。昨日の同僚議員の一般質問でも、公共施設の改修等に係る優先順位について、市民と担当あるいは財政担当の間には認識のずれがあると指摘がなされていまして。これは、それぞれの立場で見ているものが違うからとしか言いようがないのですが、現場を知っている担当課は、市民には市民に分かる言葉で、財政には説得できる材料を示し、事業の予算化に当たっていただきたいと願うものであります。

それでは、次に、予算編成過程の公表についての質問に移ります。

牛久市では、当初予算編成の推移を公表しております。かつては公表しておりませんでした。私はその重要性を訴え、公表されるようになりました。なぜ重要かといえば、予算編成の透明性を図るためであり、市民への信頼へとつながるものだからでもあります。

しかし、現在の公表については、時期と内容が十分とは言えないのではないかと考えるものもあります。時期については、牛久市の場合、議会の招集告示が10日前で、その日に議員全員協議会が開催され議案が配付されることから、予算編成の推移がホームページにアップされるのは全協の日となります。また、公表される内容は予算区分の款ごとになっていて、龍ヶ崎市のよう事業名での公表には至っておりません。残念ながら、款ごとではどの事業がどう推移したのかは分からず、例えば、くだんのスズメバチ駆除費がどの段階での判断で廃止となったのかは分からないということになります。

そこで、改善の余地はないのかということ、近隣市町村の状況も踏まえ、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 当初予算編成過程の推移につきましては、まず、議員の皆様在市議会議員全員協議会において当初予算案の概要により説明した後、市ホームページにおいて公表しているところでございます。

近隣自治体における予算編成過程の推移の公表の状況につきましては、議員の御質問の中にもあったように、龍ヶ崎市では、要求額、第2次査定、第3次査定、予算案と4回にわたり予算編成状況を公表しており、つくば市では、12月中に予算要求額のみを公表し、市議会全員協議会後に予算を含めました編成過程の推移を市ホームページにおいて公表しておりますが、そのほかの自治体におきましては公表はしておりません。

予算編成過程の公表内容につきましては、龍ヶ崎市では、確かに会計別、款別、事業別の予算編成過程の状況を公表しているところであり、また、つくば市では、本市と同様に、款別ごとに公表している状況となっております。

予算編成過程の公表内容の今後の拡充等につきましては、どのような情報を公表していくかなど、他の自治体の状況等も踏まえながら調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 私は、この予算編成過程の公表というのは、各担当部局、部署が、自分たちの事業をどう考え、そして、それは全体を見渡す財政の担当の目から見れば、そして、その前の部長さんの段階もでございます。そして、財政のヒアリング、市長部局、そういうのがトップの方の判断、こういう中で、どこに市が力を入れているのか、それが分かってくるというふうに思っているのが、市政運営、その市がどういう姿勢で市政運営をしているのか、これが分かってくるというふうに思っていることから、予算編成過程を公表していくということは、市の持ち味というのでも分かってくるだろうということでこの辺の拡充を求めているものでございます。

それでは、次の令和5年度予算についての質問に移ります。

最初は、財源の確保と見通しについてであります。

予算案の概要によれば、新型コロナウイルス感染症の影響や人口が減少する中において、根幹となる市税は落ち込むことなく微増と見通され、前年度比で3%、3億2,400万円増の121億6,900万円を歳入の41%に当たるということでありました。

それでは、ここ5年間の市税の推移をお示しください。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 当初予算における市税の推移につきましては、令和元年度は122億1,171万8,000円を計上し、令和2年度では122億3,515万5,000円を計上しております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少するとの予想から115億817万5,000円を計上し、令和4年度では、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、118億4,518万9,000円を計上しております。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や人口が減少する中、個人市民税及び法人市

民税の緩やかな回復見込みや、固定資産税については、土地の評価額が下落しているものの、家屋の増加等によりまして121億6,889万6,000円を計上しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、国の地方財政計画の動向と牛久市の見通しについてでございます。

既に総務省自治財政局が地方財政対策のポイントを示しているところでございます。現状での牛久市の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 国が示しました令和5年度の地方財政計画によりますと、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方団体が住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和4年度を上回る額を確保しており、地方税、地方譲与税や地方交付税を含みます一般財源の総額は、前年度比0.2%増の6兆1,635億円となっております。

そのうち地方交付税に当たりましては、出口ベースで前年度比1.7%増の1兆8,611億円が確保された一方で、臨時財政対策債につきましては、抑制などによる地方財政の健全化から前年度比44.1%減の9,946億円となっており、これらの内容を踏まえまして、譲与税、地方交付税や臨時財政対策債等の予算を見込んでいるところでございます。

また、地方財政対策の概要では、財源に関するもののほか、地域のデジタル化の推進、地域の脱炭素化の推進、地域の人の流れの拡大の推進や物価高騰への対応など14項目にわたり示されているところではございますけれども、詳細な内容については示されていないのが現状でございます。

今後、国の予算成立後において詳しい内容が示されると思っておりますけれども、本市において活用することができるような事業がある場合には、財源の確保を含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 国の地税計画では、歳出ベースでいえば9兆200億円、出口ベースとの乖離があるわけで、3兆ぐらい。こうした中で、一般行政経費にまち・ひと・しごと創生事業費を衣替えしたデジタル田園都市国家構想事業費などが創出され、これからその中でどういう項目が示されていくのかということになるかと思いますが、こうした内容を的確に捉えて、事業の推進、財源の確保に努めていただきたいと思いますところでございます。

それでは、次に、令和4年度に急激に増額となったふるさと応援寄附金については、令和5年度どのように見通しているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 当初予算におけるふるさと牛久応援寄附の推移につきましては、令和元年度から令和3年度までは6,000万円を計上しております。

令和4年度は、令和3年度から多くの方々にふるさと寄附による牛久市を応援していただけるよう、ふるさとうしく振興室を発足させ、ふるさと寄附の強化を図っていたことから1億5,000万円と増額計上しておりましたが、ポータルサイトの活用や返礼品の増加など、ふるさと寄附に関する強化策の成果により、令和4年度の寄附見込みにつきましては、総額5億円となるよう補正予算のほうを計上したところでございます。

令和5年度におきましても、さらに多くの方々にふるさと寄附により応援をいただけるよう、引き続き魅力的な返礼品やポータルサイトの拡充を図ってまいります。寄附金につきましては令和4年度の見込額と同額の5億円を計上しているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 このふるさと応援寄附金については、もう令和4年度で飛躍的な伸びを見せたということで、この背景には、ふるさとうしく振興室の発足、そして職員の頑張りがあったのではないかというふうに理解をしております。首都圏ではふるさと納税による減収が大きな問題となっており、これまでは牛久も同様の状況でした。それを工夫次第で変えることができるということは評価に値すると私は思っております。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰負担軽減対策について質問をいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金が交付されて以降、閣議決定がされ、また、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分なども考慮され、そして、さらには電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が決定され、交付に至っているということで、牛久市でも、令和2年、3年に続き4年度も実施計画が策定されているところであります。ですが、これはいずれも令和5年3月で終了となっています。しかし、これらの事業の中には、感染症が終息しない限り継続していかなければならないものがほとんどだと言えます。今後の市の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和4年度予算に計上いたしました新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金は、LED照明等クーポン券の助成、福祉施設、認定農業者や運送事業者等に対する物価高騰対策補助金など、様々な事業に活用いたしました。令和5年度予算においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度は現在のところ示されておりません。

しかしながら、感染症予防の観点から、各公共施設における消毒対策のほか、選挙の執行時における感染症対策に関する経費を引き続き計上し、実施するところでございます。

また、市の独自施策による物価高騰負担軽減策としまして、民間保育園の給食に対します保護者の負担軽減を図るため、原油価格・物価高騰等総合緊急対策補助を計上しており、公立保育園、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校給食の物価高騰による食材費の値上がりに対しまして、

保護者の負担軽減を図るべく給食費を据置きとし、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が提供することができるよう、値上がり分を市において賄うよう引き続き予算計上をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の分類が2類相当から5類に移行されるということから、大きな転換点を迎えるものと思っております。今後の財政への影響がどのように変化していくのか注視していかなければならないと思っております。

それでは、次に、令和5年度の各施策について、まず、持続可能なまちづくりへの主要施策という観点から、牛久市におけるデジタルトランスフォーメーション、DXへの取組と人材育成に関し、3点質問させていただきます。

国は、人口減少が進み、国を取り巻く環境に不確実さが増す中でも、住民の健康で文化的な生活と地域経済を守るため、情報通信技術を活用し、利便性の向上、行政運営の効率化を図るため、令和2年12月、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、その中で、市町村の役割は極めて重要であるとして自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画を策定しました。

その後、自治体DXに関連する様々な動きがあり、令和4年6月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画やデジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定されました。また、推進に当たっては、自治体が着実にDXに取り組めるよう、令和3年7月に自治体DX推進手順書が作成され、令和7年度を目標時期として、自治体情報システム標準化、共通化への移行が完了するように工程が示されているところでございます。

こうした流れを受け、牛久市でも、5年度では基幹システムの更改、標準準拠システムの導入が図られるようです。牛久市は日立による独自システムを採用しておりますが、今後の流れ、取組について伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 地方公共団体の基本的な事務を処理するための基幹システムにつきましては、国の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及びデジタル・ガバメント実行計画におきまして、コスト削減や行政運営の効率化等を目的として、令和7年度を目標として仕様を統一した標準準拠システムへと移行し、国が整備するガバメント・クラウドへの移行を行うこととされており、牛久市におきましても、令和5年度に住民記録システムの標準準拠システム構築を行い、令和7年度までにその他の標準化の対象業務を順次標準準拠システムへの移行及びガバメント・クラウドへの移行を予定しております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 国の自治体DX推進計画には、デジタル社会の実現のための6つの方針が示されております。その中には、マイナンバーカードの普及促進の方針が示され、政府は、カード取得にポイントを付与することで、一気にカード取得が増大する状況がつけられました。

さらに、マイナポイントの付与により、消費を喚起するとともに、キャッシュレス決済の利用拡大を図るといった側面もあるようでございます。

牛久市でも令和5年度の予算計上では、窓口での手数料等の支払いにキャッシュレス決済が可能となるよう導入が図られるということで予算計上がされているところでございます。牛久市の場合、導入に当たっては、電子マネー、クレジットカード、QR決済と、決済サービスの種類が多いほど市民にとっては利便性向上となるわけでございますが、どう進めていくのか、また、今後、窓口決済から他の分野へと拡大させていくのかを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 キャッシュレス決済の導入につきましては、令和5年度におきまして、本庁舎総合窓口とリフレ市民窓口の諸証明発行手数料について先行的に導入を行う予定でございます。その際の決済サービスにつきましても、幅広く対応できるようなシステムとしていきたいと思っております。

その他窓口や外部施設及び対象とする歳入科目につきましては、今回の導入実績や費用対効果等を見極め、導入の拡大について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 午前中の同僚議員の質問の中でも、自治体のキャッシュレス決済、これが進むことによって地域経済への波及ということも考えられることから、ここに期待を寄せる質問等が行われているところであります。

ところが、一方では、牛久市の情報提供の在り方の中に、まだまだデジタルトランスフォーメーションといえる以前の情報提供をホームページにどのようなものを載せるのか、単独で課が計上しているものを全体としてまとめて情報提供していくことの必要性、これも同僚議員の中で発言をされておりました。そこの辺を見極め、デジタルトランスフォーメーションに行かない前の推進においても重要な、牛久市としては取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

5年度の予算の中には、こうしたDX推進においてテレワークの推進も推奨されているところで、牛久市でもこうした取組がどういうふうになされていくのかということが今後の、令和4年度にもこのテレワークの推進が行われているところでございますけれども、庁内においては、こうしたことがどのように進められていくのか。そもそも市のDX推進計画というのは作成されているのか。そしてまた、人材の育成はどのように考えておられるのか伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 牛久市では、令和4年度にDX推進の主管課としてデジタル推進課を設置し、市のデジタル化において目標とするべき姿や基本的な考え方を統一するための計画として牛久市デジタル化推進ガイドラインを策定いたしました。

今後、本ガイドラインにのっとり、電算化推進運営委員会をデジタル化推進本部として市のデジタル化の進捗を管理・共有し、各部署に推進リーダーを配置し、デジタル化可能な業務の洗い

出しや導入の検討を行ってまいります。

また、デジタル化の推進に取り組むに当たり、全ての職員がDXの基本的な知識を習得し、ICTの基本的ツールを使用できるようにするため、階層別の研修も実施してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 このDX、このXの部分がやはり重要になってくるわけですが、電算化、デジタル化というのは。その先に業務の変容、どういうふうに業務を変えていくのかということを見通しを持って進めていかなければならないというふうに思っております。この問題については、次の任期があれば、次の任期のときにこの問題については取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところなので、今回はこれで抑えておきますけれども、これは、今後の牛久市がどういう方向の中で、いや、パソコン弱い、コンピューター弱い、インターネット弱い、そういう問題ではない。このことによって、どういうふうに牛久市の全体の事務事業、業務の在り方を変えていくのか、そして勤務の在り方までも変えていくことがこれによって進められるかもしれないということで、今後重要になってくる施策の一つであるというふうに思っているところでございます。

それでは、次に、人口増対策として2点質問いたします。

1点目は、ひたち野地区における宅地需要に応えるため、東端穴地区での宅地開発が推進されているところでございますが、その進捗状況と令和5年度の取組について伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 ひたち野地区の市街化調整区域の宅地開発につきましては、今最も高い需要が続いているひたち野地区で住宅が不足している状況を踏まえ、ひたち野うしく中学校を含む16ヘクタールを市街化区域に編入し、そのうち10.6ヘクタールを組合施行の業務代行方式による土地区画整理事業を実施しようとしているものです。この事業区域での人口約1,000人増を想定しております。現在は、市街化編入に向けた国、県との各協議を行うとともに、土地区画整理準備組合の皆様と事業協力である大和ハウス工業も含め、事業開発策定に向けて様々な協議をしております。

令和5年度には、市街化区域の編入の案の申出を行いながら法的な手続を始めるとともに、土地区画整理事業の策定を進めてまいりたいと思います。

その後の予定といたしましては、平成6年度は市街化区域の編入の都市計画を決定をし、土地区画整理組合の設立、事業認可を受け、令和7年度には事業着手できるように進めていきたいと思っております。工事着手後には、全ての工事が完了してからではなく、完了した部分からの順次供用開始を行っていき、令和11年度の換地処分を目指しております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 人口減少、牛久市でも人口減少、それが進み、そして、なおかつコロナ禍の経済停滞、そうしたものを考えてみると、牛久市の市税が落ち込むことがなく微増しているという、この現状がどこに由来しているのか。こうした人口増の対策というものもその一つ

の法則であるというふうに思っているところでございます。

それでは、次に、わくわく茨城生活実現事業についての質問でございます。

この事業は茨城県の移住支援事業で、県内各地で取り組まれていることから、移住を考えておられる方は、どこだったら暮らしやすいかをじっくり検討し移住されるものと思われれます。人口減少の時代に、まさに選ばれる側である市町村は、その真価が問われると言えるのかもしれませんが。牛久市の現状と今後について、令和4年度の実績と5年度の取組について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 わくわく茨城生活実現事業の令和4年度の実績といたしましては、18歳未満を対象とする子供加算2名分を含め、単身者2名、2人以上世帯6世帯の合計8世帯に対しまして、総額で780万円の寄附を予定しております。なお、実績には、今後交付予定の1世帯を含めたものとなります。

また、申請要件の内訳としましては、8世帯全てが移住後引き続き都内企業でのテレワークを継続する要件での申請となっております。18歳未満の子供を含みます世帯が3世帯となっております。子供加算の給付は昨年度に拡充した要件であるため、3世帯のうち令和4年4月1日以降に転入した1世帯、2名分のみが当該交付金の給付対象となっております。

令和5年度につきましては、子供加算額を30万円から100万円に引き上げ、現状では県からの補助金は、子供加算3名分を含みます単身世帯が1世帯、2人以上世帯が2世帯分の見込みとなっておりますけれども、牛久市の令和5年度予算案には、子供加算6名分を含みます単身世帯が4世帯、2人以上世帯が6世帯分の1、440万円を計上させていただき、牛久市として移住支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 コロナ禍において様々な経済的な停滞が余儀なくされている中で、働き方の一つが、こうしたテレワークの推進によりまして、これまで一極に集中していた、首都圏へ集中していたものが地方にも分散化されるということで、こうしたことは牛久市にとっても、災いを福となすというようなことで、推進をしていただくようお願いをするところでございます。茨木在住者から見れば、首都圏へは1時間足らずで行くことができ、災害も少なく、食も自然の豊かさも実感できる、住んでよかったと言える地域でありながら、魅力度ランキングではワーストの常連に甘んじているところが残念でなりません。牛久市も同じではないかというふうに私は思っているところです。

御答弁では、子育て世帯への子供加算が引き上げられたことから、今後子育て世帯の定住促進につながればということで期待をしているところではございます。ただ、この事業自体は県の事業であり、どの市町村でも同じ条件となっております。牛久市を選択していただくためには何が有効なのか、移住促進につながるのか、この点をしっかり見極め、取組を進めていっていただきたいと思っております。

それでは、次に、産業経済対策として、まずは、農業振興策について、振興策の一つである新

規就農者育成対策、農業次世代人材投資事業について伺います。

牛久市でも農業人口の高齢化は深刻な状況であり、新規就農者の育成は重要な施策の一つであると思っております。現在の農業は、市場経済の中で生き残っていくのは生半可ではないと思っております。牛久市にとって、農業の衰退は市の根幹を揺るがすものであると考えるところから、農業を次世代にバトンタッチできるような様々な対策を講じていかなければと考えているものであります。令和5年度の取組と今後の方向性をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 未来の農業を担う新規就農者を育成、支援していくことは、本市の重要な農業振興策の一つと考えております。

ここ数年は、メディアなどで報道される成功事例の影響もあり、何となく農業ならやれそうだからという相談もかなり増えてきておりますが、農業は、技術や知識を持っていても天候や価格変動に左右されることも多く、ベテラン農業者でもなりわいとして継続をしていくのが非常に難しいのが実情です。最初に資材投資から始まり、生産管理を徹底し、作物が収穫できたとしても価格は安定することはなく、販売益が投資額を上回らなければ、気持ちだけでは事業として継続することはできません。

そこで、市では、就農希望者を対象に、漠然と思い描く農業のイメージから、より具体的に農業を始めるための個別相談を実施しております。相談内容といたしましては、生産作物、住居、圃場の有無、面積、農業機械、生産管理、指導者、出荷先、資金計画、関係機関の連携など、想定できるありとあらゆる細かなことまで相談し、就農前はもちろんですが、就農後も継続してサポートをしております。

その中の一つに国の補助金の活用がございます。令和3年度までは農業次世代人材投資事業補助金として、令和4年度からは新制度となりました新規就農育成総合対策補助金の活用がございます。この事業は、資金の不安定な就農間もない49歳以下の新規就農者を対象としまして、年額150万円を、旧制度では最長5年間、現在の新制度では最長3年間補助するものでございます。もちろん、国の補助金を活用するため厳しい審査と実績報告がございますが、現在、牛久市では6名の若手農業者がこの制度を活用して就農しております。また、過去の受給者でも離農者、農業を離れた方は出ておらず、地域の中心的な担い手となり活躍していただいております。

また、ここ数年は兼業を希望する週末就農等の相談も増えてきており、今後も、この補助制度を活用するだけでなく、本気で農業に取り組む新規就農者を育成し、地域の中心的な担い手として活躍できるよう国や関係機関と連携して支援してまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまは、担当からの次長の言葉、本当に肝に銘じたところです。農業を軽く見ているつもりはないですが、農業を知らない人間にとっては、取りあえず始められるのではないかとこのように思ってしまうというところがあるかと思えます。そうしたことなく、本当に本気で農業に取り組むときには、まず資材投資から始まるんだ、お金がなければできないんだというところ、そういうことも含めて、私たちは、農業に対してもう一度改めてこの

重要性、そして、その中で今農業を守っている方々のことも思いをはせていかなければならないなどというふうに思いながら答弁を聞かせていただいたところです。

新規就農者を募る、そういうポータルサイトみたいのがやはりあるんですが、その中で見てみると、牛久の何か支援策というのは、ほかの市町村に比べて少ないんじゃないかと実は思っていたところがありました。ところが、それは安易な就農者をどうぞということではなく、本格参入させるためにはきちんとした支援が必要だということの中から、そういうふうに具体的に来た方を支援するというところに牛久市は取り組んでいると、まさにそこが重要なんだと思います。ただいま離農者はいない、新しく就農された方で、新規就農された方で離農者はいないということで、こうした体制を今後も引き続きやっていただければというふうに思っているところでございます。

それでは、次に、観光振興策の一つとしての牛久シャトーの活用について伺います。

議会では、令和3年よりエスカード牛久ビルと牛久シャトーのにぎわいの復活を目指して、市の取り組むべき課題などを検証し、提言にまとめるため、特別委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。その中で、牛久シャトーは既に観光振興事業計画の中で観光振興の中心に位置づけられ、市の取組、支援体制も明確であると認識いたしました。

今後、計画をどう推進していくのか、観光振興事業計画の中でこのシャトーの位置づけ、そうしたものをどう推進していくのか、市としての見解をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 日本遺産牛久シャトーにとどまらず、貴重な文化遺産や伝統文化を活用することは、交流人口の増加をもたらし、地域経済の活性化につながるものと考えております。

日本遺産牛久シャトーの活用につきましては、令和4年度で日本遺産認定後3年間の文化庁の支援が終了するため、今後は日本遺産事業の自走化が求められることとなります。

牛久市と甲州市で組織するワイン文化日本遺産協議会では、自走化を見据え、今年度、近畿日本ツーリスト株式会社とクラブツーリズム株式会社の2社と包括連携協定を締結いたしました。

その一つの成果として、本年2月に牛久シャトーとゲームコンテンツとのコラボ事業を実施したところ、全国各地からたくさんのファンが牛久シャトーを訪れてくれました。

また、日本遺産を生かした新たな地域特産品開発と販売促進においては、日本遺産ストーリーに関する地域資源に着目し、果樹やワイン、ビールなどを中心とした観光客向けの物産開発の基本的な取組として、甲州市と牛久市のワインの詰め合わせ「わいんたび 日本遺産ワイン編」を商品化いたしました。

来年度以降も文化庁や観光庁の補助金等を活用しつつ、民間企業の協力も得ながら、日本遺産である牛久シャトーの強みを最大限活用してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 私も、今、御答弁の中にありました2月に行われたゲームコンテンツとのコラボ企画事業ということで、多くの方が来て、そして売上げも、シャトーの売上げも相当大きかったというようなことを聞いております。こうしたものは、やはり専門のそうした観光事業会社、そうしたアイデアにもよるものだというふうに思いますので、まず、昨年の中、こう

した観光事業者との事業の締結ができたということは大きいというふうに思っておりますが、今後もそうした面での拡大、そして、その中ではやはり物品の開発等も、私たち地元に住んでいては分からない、外から見た目線というものも重要になってくると思いますので、その点も含め、より一層の事業拡大のために御尽力いただければというふうに思っております。

それでは、予算の最後に関する質問でございます。商工振興策の中での中小企業のDX化支援をどう進めていくのかという問題であります。

国のデジタル都市国家構想は、コロナ禍で問題が顕在化した首都圏への一極集中と地方の高齢化、過疎化、産業の空洞化など、種々の問題を引き起こしている地域格差問題を改善するために、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる社会の実現を目指すというものであります。しかしながら、全国的に見れば、積極的に取り組んでいる地域というのはほんの一握りで、地域によってはIT化さえ進んでいないのではないかと考えております。

地方の雇用や成長産業の創出、交通・物流の確保、教育・医療・福祉などの公共性の高い事業の充実、スーパーシティの実現などが期待される地域DXは、果たして牛久市ではどのようなに進められていくのでしょうか。牛久市の取組について伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 令和3年9月に国がデジタル庁を設立し、IT導入補助金やものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金など補助金メニューの充実を図り、中小企業や個人事業主のDX推進のための支援策を講じているところです。

市内においても、国の補助金を活用してDX化に積極的に取り組む事業者がいる一方で、高齢の事業者にとっては敷居が高く、温度差があるというのが現実です。

市では、DX推進のための補助制度は創設しておりませんが、さきに答弁をしましたように、商工会と連携してハートフルクーポン券のキャッシュレス化への取組を始めたところであり、これが実現すれば、300ほどある参加店舗のDX化の第一歩になるのではないかと考えております。

キャッシュレス化については、スマートフォンのQRコード利用により事業所としては初期投資をほぼ必要としない方法やカードや紙との併用という選択肢もあるなど、導入のハードルも少しずつ低くなってきております。説明会や研修等の開催、個別対応の相談窓口の設置など、できる限りのサポート体制を整えて支援を行っていくことで、多くの市内事業者に参加をいただき、スムーズなキャッシュレス化を図れるように調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 牛久市の中では、やはり商工会が中心となって進めていく以外ないのかなというふうに私も思っているところです。ただ、商工会の中でも温度差があるというようなことで、そうした話を聞いているところがございますので、その辺は牛久市も積極的に関与しながら、こうしたDX化を進めていくことで、近隣との格差というか、遅れが出ないようにしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、2番目の質問でございます。子どもの登下校の見守り活動についての質問に移ります。

近年、登下校中の子供が被害に遭う交通事故や犯罪が増加しております。文科省は、子供たちが巻き込まれる事故や犯罪を未然に防ぐためには、地域全体で登下校中の子供たちを見守る活動が欠かせないとして、地域に住む大人一人一人が無理なくできる範囲内で行う地域活動としての登下校見守り活動を推奨しております。

牛久市でも多くの見守りボランティアの方々が活動に参加し、子供たちから元気をもらっているとの声を聞いています。しかし、一方で、保護者、PTAの方々の積極的参加を望む声や予測不能な子供の行動についていけないと心配する声も寄せられております。

人々の善意によって成り立っている子供の見守り活動。私は、長年ボランティア活動をしていることから、活動に参加されている方の危機感、危惧する点は人ごとではなく、今回質問することといたしました。

1点目は、各学校における見守りボランティアの現状と課題についてでございます。

まず、各小学校における見守り活動体制、保護者や学校の方々による見守りと見守りボランティアによる活動の内容、人数について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 各小学校では、学校ごとに様々な見守り活動が取られておりますが、基本的には児童の保護者が中心となり、地区社協や行政区などの地域ボランティアの方々が登下校時の安全確保に協力をいただいております。

地域ボランティアの数ですが、毎日見守り活動をやっている方や週に1回の方など、それぞれが可能な範囲で活動していただいているため、総数を把握することは難しい状況です。そのような中で、例えば、地域ボランティアによる見守り活動が盛んな神谷小学校では、有志の方47名が見守りボランティアとして活動していただいております。毎日30から40名程度の方々が見守り活動をしていただいております。そのほかの学校でも地域の方々による見守り活動は行われており、全体から見ると、各学校10から30名程度の地域の方々が見守り活動をボランティアとしてやっている状況です。

また、PTAや学校運営協議会が地域に呼びかけを行うなど、見守り活動の推進に取り組んでいる事例もあります。例えば、中根小学校では、学校における働き方改革の一環として、月に2回の登下校指導以外は教職員による対応を行わない体制を取り入れています。こうした学校の働き方改革を受けて、学校運営協議会やPTAが地域の方々に呼びかけを行い、現在では地域ボランティアとして25名程度の方々が見守り活動を実施していただいております。

こうした学校と地域が協働し、子供たちの安全を確保する活動に取り組んでいる一方で、地域によっては、見守りボランティアの高齢化によって後継者不足を懸念している団体等があることも把握しております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、見守り活動中に児童が事故等に巻き込まれたり、けがをした

り、アクシデントが生じた場合の対応についてでございます。

文科省は、見守り活動の推進に当たって、これから登下校時の見守り活動を始めようとする方や既に活動を行っている方、そして保護者、PTA、学校、行政と、見守り活動に関わる全ての方々に参考となる手引として「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」を作成しています。私もダウンロードし冊子にまとめました。これが、私がダウンロードして冊子としてまとめたものでございます。この「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」というのは、実にコンパクトによく内容がまとめられているものです。牛久市では、こうしたハンドブックを活用されているのでしょうか。

こうした地域活動、気軽に見守り活動に参加された方々が、どっこい、大変だと思うきっかけは、それぞれの方々が経験するヒヤリ・ハット体験だと思っております。交通量の多い道路や歩道もない狭い道路での車の通行、信号のない横断歩道など、通学路には多くの危険が潜んでいます。

そこで、活動中の交通事故や犯罪、不審な行動に遭遇したときの対応について、ボランティアの方々へ研修等は行っているのでしょうか。現状を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ここ数年では、登下校中における児童に大きな事故は発生しておりませんが、過去に、児童が車と接触し、捻挫やかすり傷のけがをした事案が発生しております。その際には、地域の見守りボランティアや保護者の方が迅速に適切な対応をしてくださり、持参されたばんそうこうで処置をしていただくなど、ありがたい御協力をいただきました。また、適切な処理の後に学校へ事故状況等の報告をいただいております。

このように、見守りボランティアの方と学校は緊密に連携しており、事故の際の報告だけでなく、通学路の安全箇所等を含め、登下校時における児童の安全に関する情報を共有し、対応しております。

見守りボランティアの方に限らず、市民の皆様が、万が一、登下校中の児童が目の前で倒れているのを発見した場合には、まず、現場の安全を確保し、周囲の方々と協力して警察や救急隊、学校など、必要な機関に速やかに連絡をしていただき、必要に応じて救護活動の対応をしていただきたいと思いますと考えております。学校では、事故の対応状況を把握した後、児童の保護者に連絡をいたします。このように、児童の安全を最優先に考え、登下校中の事故防止に取り組んでおります。

なお、研修という意味では、牛久市では、見守りをされるボランティアの方が安心して活動できるよう、市ホームページで街頭指導の手引きという内容を掲載し、見守りボランティアを行う際のポイントを記事と動画で御案内しております。

また、子ども会の保護者に対しては、牛久市交通安全母の会が主体となり、毎年春頃に街頭指導についての講習を実施しております。

今後とも地域の方々と連携し、児童の安全確保に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 先ほど申し上げた文科省の発行しているハンドブックにも、どこに

危険箇所が潜んでいるのかというようなイラストとか、そして、今、答弁がありましたように、事故等そういうものに遭遇したときにはどういうふうに対応したらいいか、やはりこれがまとめられている。牛久市でも独自になさっているということでしたが、簡単に始められるけれども、それが継続できるようにするための施策ということについては、十分今後も対応していただければというふうに思っております。

それで、一方、こうしたボランティアの方々が安心して活用できるような体制整備ということでは、今の研修をはじめ、例えば、活動中であることを示すユニフォームであるとか、腕章、帽子、そして緊急時を知らせる笛、そうしたような物品の提供はされているのかということについて伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 地域安全課から、行政区・自治会で行っている各種防犯活動を支援するための活動用品として、緑色で防災とプリントされている蛍光反射メッシュベストや地域安全とプリントされている腕章などを必要に応じて提供しております。

これらの物品は、見守りボランティアの方々が学校周辺で活動する際に、周囲の人々から一目で見分けられるような目印として利用されております。このような物品の提供により、見守りボランティアの方々が安心して活動ができるよう、引き続き地域の皆様と協力しながら子供たちの安全確保に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、先ほども申し上げましたけれども、けが、事故等に遭った場合、こうした場合の補償、ボランティアに対してはどのようなことが補償されているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 登下校時に見守り活動をしていた方が事故等に遭った場合、その方がどのような立場であるのかによって補償制度が変わってまいります。

例えば、地区社協や行政区の方が事故に遭った場合、市が保険料を負担している市民活動災害補償制度の利用が考えられます。この市民活動災害補償制度は、市民の皆様がより一層安心して市民活動を行える環境を整備するために市が保険料を負担しているもので、市民活動団体であれば無料でこの制度が利用できます。ただし、この補償制度には条件があり、地区社協・行政区の活動の一環で、無償での活動であること、活動が計画的であること、あらかじめ会員名簿・当日の参加者名簿に記載された方であることが補償制度の対象となるために必要となります。

また、地区社協や行政区の活動ではなく、保護者や地域のボランティアの方が事故に遭った場合、茨城県PTA安全互助会の共済金・見舞金の給付事業の利用が考えられます。この茨城県PTA安全互助会は、各学校のPTA会長が認めたPTA活動中に、けが、病気、死亡等に至ったとき、共済金や見舞金を給付することによりPTA活動の円滑な運営に資することを目的とした互助組織です。

このように、地区社協や行政区、PTA等の団体に関連する活動として見守り活動をしている

方については、それぞれに応じた補償制度の利用が考えられます。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 こうした積極的に活動に参加されている方、それ以外にも、文科省では、地域の皆様にながら見守り隊ということで、自分たちの日常生活の中での見守りも推奨しているところがございますが、この件につきましては少し割愛させていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の質問は、登下校中に大地震に遭遇した場合の安全確保と見守り活動についてでございます。

まずは、登下校中に大地震に遭遇したときの児童の安全確保についてでございます。

茨城県内で巨大地震の発生、これは様々に言われているところですが、NHKの水戸放送局でもこの特集を組み、また、そして最近では、茨城新聞、茨城放送が発行したいばらき防災ハンドブック2021にも、地震が起きたとき取るべき行動ということで示されているものがございます。

また、茨城県教育委員会では、平成25年9月に作成した学校防災に関する手引き改訂版でも、こうした地震が起きたときに、子供たちどうしたらよいのかということで記述がされております。ただ、残念ながら、これに関する記述がいかにも簡単なもので、果たして児童が自分で判断できるのかという疑問を抱かざるを得ません。

また、見守りボランティアで対応できることも限られます。家族に連絡を取ろうとしても、発災時、スマホ、携帯が不通となる場合も多く、ほかに連絡手段を持たないという方がほとんどでございます。

そうした中で、下校中の場合、発災後、子供たちを自宅に、それぞれの子供の自宅に帰してよいのか、そこを心配するという声が私のところにも寄せられ、相談を受けました。確かにどうしたらいいのか。それはその場その場の判断だとしながらも、学校全体、市全体でどういうふうに考えていくのかということを具体的に考えていかなければいけないというふうに私は思っているところがございます。

私は、見守りボランティアの方の誘導で学校に避難させて、保護者に引き渡すことが一番安全なのではないかというふうに思っているところではございますが、現在、子供たちの下校中、学校での防災訓練はされていると思いますが、登下校中の自分たちの命を守るための行動、そういうことを想定しての取組がなされているのか、その点について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、学校での防災訓練等の状況ですが、学校では、防災計画や危機管理マニュアルに基づいて避難訓練等を実施しております。その中で、大地震等の災害時における保護者への引渡し訓練を実施するとともに、ある学校では、保護者に引き渡せない場合を想定しての対応について行政区や自治会に協力を依頼するなど、地域との連携を図っているところです。

一方で、議員から御質問のありました実際に登下校中を想定した避難訓練は実施できておりませんが、避難訓練の際には、登下校中において大地震が発生した場合の指導を行っております。

登下校中の地震発災時には、まずは、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所を確保することを指導しております。

○杉森弘之 議長 質問者並びに答弁者に申し上げます。質問時間、答弁時間ともに残り少なくなっておりますので御留意ください。

須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、最後の質問にたどり着くことができましたので、最後伺いたいと思います。大地震に遭遇した場合などにおける見守りボランティア、見守り活動の役割についてであります。

登下校中に巨大地震に遭遇した場合を想定した見守りボランティアの訓練、心構えなど、防災に関する研修をどういうふうになっているのか。先ほど御答弁ございましたが、子供たちに対しては行っている。ただ、登下校中ではなかなか難しいということでもございましたけれども、では、そうしたときにおけるボランティア、市民の役割というものはそのようなものを期待されているのか。最終的には、それぞれに参加されている、活動に参加されている方の判断に委ねられるのだろうというふうには思っておりますけれども、活動している方々それぞれがここで悩んでしまうということを守る意味でも、教育委員会としての方針等について伺いたいと思っております。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ボランティアの方々の役割という前に、その前提となります子供たちへの指導の内容を少し御紹介させていただきますと、登下校中に大震災が発生し、地震の揺れが収まった後については、学校の近くであれば学校へ行き、家の近くであれば帰宅し、学校と家のどちらからも離れている場合には、比較的近い公共施設や指定の避難場所、知人の家などで待機し、学校へ連絡するよう指導しております。

学校へ戻ってきた児童については、保護者に連絡を行い、引渡しまで待機して対応します。先ほど須藤議員からの御要望のあったような対応をしております。また、家庭に戻った児童については、学校が電話連絡や家庭訪問によって全ての児童の安全確認を行います。

このように、登下校中に発生した大地震は、その発生したタイミングによってケース・バイ・ケースで臨機応変に対応する必要があるため、日頃から家庭と学校、地域の見守り活動を行っているボランティアや関係団体との連携が大切となります。

そのような前提で、見守りボランティアが登下校中に巨大地震に遭遇した場合を想定した訓練や研修は実施しておりませんが、過去に地区社協と学校が合同で防災訓練をしており、災害時における様々な対応を想定した取組を行っております。

例えば、ひたち野うしく小学校では、土曜カップ塾と地区社協との共催による親子学習活動として、防災キャンプを体育館で実施しました。その中で、市防災課による段ボールベッドの作成やけがをした際の応急処置の方法、また、防災倉庫の確認などを行っております。

こうした防災の取組を通じて、見守りボランティアや住民の方々が登下校中の災害時に遭遇した場合でも、学校と地域の連携による対応を期待しております。

また、発災時には、まず自分自身や家族の安全を確保することが最優先であり、その後に子供

たち等の安全確保に努めることが大切だと考えております。自身や家族の安全が確認できた後に、周囲の状況に応じて救援活動に取り組むなど、可能な範囲で御協力いただき、学校に情報を提供していただければと思います。

今後は、学校や地域との防災訓練において、登下校中における発災時の対応についての内容を盛り込むことを検討し、より充実した見守り活動を推進してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 いろいろ御答弁いただきまして、やはり本当に地域の方々には子供たちをどう守っていくのか、真剣に思えば思うほど、じゃあ、このときにはどうしたらいいのだというところで迷いが生じるという状況になっているんだと思います。

今回、牛久市のほうでもいろいろと考えてくださっているということが分かりました。ただ、まだ本当にそのときにどう、発災時どういう状況であるのか。これは子供もそうですし、見守りボランティアである方々一人一人がそのときにどうするという自覚、活動に対する覚悟なくしてはできないのかなというふうに一方でも思っておりますが、そうした方々が迷うことなく活動できるように、少しでも体制を整え、一緒に考えるという中で、こうした問題に今後も取り組んでいっていただけたらというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で15番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は16時5分といたします。

午後3時56分休憩

午後4時05分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番加川裕美議員。

〔4番加川裕美議員登壇〕

○4番 加川裕美 議員 本日最後の登壇となりました。無所属の加川裕美です。

通告に基づき、一般質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、大きな1番、就学前までのよりよい発達支援を目指してという課題で質問してまいります。

今年も感染症の下に迎える春が来ました。成長期にある子供たちにこの日々がどれだけの影響を与えたのか、数値に置き換えることは困難ですが、たくさんの楽しみを奪われ、耐えてきた彼らに、その時間は濃い影を落としています。学校に通う、友達と遊ぶ、幼稚園で給食を食べる。当然だった日常が非日常になり、教室には空席が目立つようになりました。間もなく行われる卒園式、卒業式にも全員の姿がそろふことはありません。

この3年間、不登校、不登園のお子さんや保護者の方にお話を聞く機会が増えました。そして、不登校、不登園に至るきっかけが、今思えばと、大変幼いときにあるという家庭が多いことにも

気づきました。ある児童は3歳児健診の際に、ある園児は幼稚園で、また、就学前健診やお友達との関わりで指摘され、かいま見られた様々なみんなとの違いやポイントが、成長するにつれ学習遅延や友人とのトラブル、集団になじめない、登校渋りと形を変えて現れてきたそうです。

今回は、就学前と就学後の子供たちに、より健やかで明るい未来を築く、あるいは取り戻す、そのための質問を行います。

大きな1番の(1)番、市では発達の遅れや経過観察が必要と判断される就学前の子どもに対し、どのような施策を現在行っていますか。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 子供の成長発達は個性が大きいので、一定の時間をかけた経過観察と成長発達に合わせた関わり方の支援が必要となります。

市では、1歳6か月児健診と3歳児健診、子育て相談等において成長発達の状況や関わり方の確認を行い、子供への関わり方や発育に不安を持つ親子を対象に、ことば・こころ・からだを育てる教室を実施しています。

この教室は、おおむね1歳半から4歳児とその保護者を対象に、親子の触れ合い遊びを通して個別相談と集団遊びを実施しています。具体的には、年齢別に3クラスに分けて月1回の集団指導を5回行い、状況を見ながら教室の継続や卒業、他機関への案内を行っています。教室に携わるスタッフは、市保健師と公認心理士、牛久市社会福祉協議会こども発達センターのぞみ園指導員、保育士となっています。また、教室の中でぞみ園指導員による療育相談を行い、保護者に対し、子供の発達課題や子供との対応方法など具体的な助言を行っています。

教室の実績ですが、参加実人数は、令和2年度60名、3年度63名、4年度12月末現在で65名と年々増加しています。実施者側の視点による質的評価となりますが、教室への継続参加によって、参加者の多くが教室で学んだ子供への関わり方を日々の生活に反映できている様子がうかがえます。

なお、教室参加後、のぞみ園等の療育につながった方は、令和2年度は35名で58%、3年度は13名で20.6%、4年度12月現在6名で9.2%となっております。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 健診や相談時に確認を行い、成長を支援する触れ合いの教室をおおむね4歳まで実施し、経過を観察しながら助言や指導を行い、専門機関や社会福祉協議会のぞみ園などにつなぐケースがあるということです。

ただいま教室の参加が年々増加しているというふうにお伺いしましたが、療育につながるケースが令和2年度は58%、令和4年度現在で9.2%と減少しています。こちらの主な事由はなぜでしょうか。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 特に原因はありません。ただ、令和2年度に療育につながった人数が多い理由ですが、令和2年度は、新型コロナの影響で保健センターでの教室や子育て広場も実施しないことが多い年でした。継続的に通う場がない中、一部早めの療

育につなげたケースもありましたが、何らかの原因があったわけではなく、単に療育を必要とする方が多かったということになります。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 感染症の影響が多分にあるということです。

では、次に、のぞみ園につながった際には専門的検査を実施する方もいらっしゃるかと把握しています。専門的検査の概要をお示してください。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 牛久市こども発達支援センターのぞみ園では、児童の発達状況を評価し、保護者と共通理解を図るため、保護者の了解を得てケースに応じた検査を実施しております。保護者が検査に抵抗感がある場合には、検査を実施せずに対応しております。

のぞみ園で実施する発達検査は、診断するためでなく、児童の傾向等を把握し、よりよい対応をするために参考とするものと考えております。検査内容は、新版K式発達検査を主に使用し、そのほかに各種の言語発達検査等も使用しております。また、就学相談の中では、田中ビネー式知能検査や心理検査も使用しています。

のぞみ園から医療機関へつなぐケースとしては、保護者が診断を希望している場合や診断を受けたほうが児童に有益と考えられる場合、医学的な検査や服薬治療など検討が必要と考えられる場合などで、保護者には医療機関についての情報提供や紹介を実施しております。

医療機関での検査内容につきましては、医療機関や児童の状況により違いがあり、のぞみ園で詳細は把握しておりません。発達検査、心理検査のほか、診断のために各種の検査も併せて実施する場合があるものと認識しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 保護者の了解を得て各種検査を行い、後に必要に応じて医療機関の紹介や情報提供を行うということです。

次に、療育手帳についてお伺いします。

身体、知能に何らかの専門的なケアを要するお子さんには、その基準により療育手帳が発行されると伺っています。発行のための申請から結果が出るまで一定期間を要するため、ためらいが生まれ、その前に学齢期に達し、申請しないという方もいるようです。現在、市の交付状況はどのようなになっていますか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 牛久市に在住する18歳未満の方の療育手帳申請の相談は、県所管の土浦児童相談所にて行っております。

現在、申請に必要な検査の予約は約2か月待ちで、検査を実施するとその日のうちに判定結果が出るため、結果を見てから申請を受け付けると聞いております。検査・申請・交付までの期間は約3か月となっています。

就学前の子供で療育手帳取得者数は、令和5年2月現在で24名となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいま予約が2か月待ちで、検査から交付まで約3か月とお伺いしました。3歳児健診から様子を見て、検査予約をし、さらに数か月たってから結果が出る、なかなか困難な状況と推察します。ここまで時間がかかる事由はどこにあるのでしょうか。

また、先ほど、のぞみ園につないだときに、検査を受けることに保護者が抵抗感があるということをお伺いしましたが、どのような心理的背景があるのでしょうか。適切な療育を早期に始めるメリットについて、併せて御見解もお聞かせください。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 療育手帳発行まで時間がかかる理由といたしましては、土浦児童相談所に確認しましたところ、まず、検査をするまでに約2か月かかる理由としては、児童相談所の職員を増員し対応しているものの、申込者数の増加により検査まで時間がかかっているとのことです。

また、その後、申請を受け付けてから約1か月を要している理由としては、児童相談所内で決裁を取り、茨城県福祉相談センターに進達し、センター内で手帳作成の後に決裁を取り、申請者居住地の市役所に送付し、市から申請者に通知するという一連の流れを踏むため、時間がかかっているものです。

発達検査を受ける上で保護者の抵抗感というのはどういう理由かということですが、発達検査イコール確定診断ではありませんが、検査を受けることによって、親自身が自分の子供の発達の遅れが明確になるということが受け止められず、その思いが抵抗感や検査をちゅうちょすることにつながっていると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 また、ここまでいろいろお伺いして問題も見えてきたかと思いますが、現在、牛久市ではどのような課題やニーズが一番多く聞かれますか。また、生まれていますか。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 課題といたしましては、子供の数が減少しても支援が必要な親子が増加し、それぞれが抱える問題も多様化しているため、対応するための場所や環境、人的配置、効果的な実施方法の構築等が挙げられます。

課題解決の一つとして市が行っている教室では、人数増加に伴い、令和2年度からクラスを増やし、発達状況に応じてきめ細やかに対応できる体制といたしました。公認心理士など専門職の確保が困難な中で、毎年、効果的な実施方法を検討しております。教室参加者からは、日常の中で気軽に外出し同年齢の子供と交流することが難しい、子育てについて身近に相談できる相手がいないなどの相談が多くなっていますので、同じ状況の方々の仲間づくりや地域とつながれる場所の紹介なども必要と考えています。

次に、のぞみ園の課題ですが、利用者の増加により、時間帯によっては個別指導の部屋が足りず、相談室も利用している状況から、活動居室に余裕がないことや屋外遊戯場がないことなどの設備面の課題のほか、ニーズが多様化し小集団指導のグループ編成や効果的な支援が難しい、重度心身障害や医療的ケア児のニーズに対応できていないことが課題と認識しております。のぞみ園利用者からの要望としては、屋外遊戯場の整備、単独通園や給食の提供、預かり保育、送迎対応等、多くある状況です。これらに対応していくための方法を引き続き検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいま全体数の圧倒的増加により、市で行っている親子教室の専門職の確保や多様化する利用者への対応、のぞみ園の居室不足、重度心身障害や医療的ケア児の切実なニーズに対応し切れないこと、利用者から給食、送迎、屋外遊戯場等の要望があることを伺いました。

それでは、このような諸課題に市はどう対応していくのか質問してまいります。

(3) 番の①、この4月からこども家庭庁が発足します。省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子供に関する全般的な福祉行政を担うとしています。

当市でも子供真ん中の施策を行うべく、開設準備中のこども家庭総合支援拠点の概要をお示しください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 子ども家庭総合支援拠点では、子供が心身ともに健やかに育成されるよう、子供とその家庭及び妊産婦等を対象とした実情の把握や必要な情報の提供、子供に関する相談全般から継続的な支援を行うための、その機能を担う拠点として設置するものでございます。

牛久市では、保健センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の構築を目指しております。

施設整備につきましては、5月31日までの工期で工事を開始しており、工事の進捗状況によりますが、現時点では6月の開設を予定しております。開設に併せて、こども家庭課は保健センターに移転します。

設備といたしましては、相談者が安心して相談できる専用の相談室を2部屋、親子が気楽に立ち寄ることができる親子交流スペース及び事務室を設置し、より一層相談体制の充実を図ります。

現在、こども家庭課においては、保健師3名と家庭相談員3名が、18歳までの子供とその家庭及び妊産婦等を対象とした相談業務や児童虐待に関する対応等を行っております。子ども家庭総合支援拠点の設置後は、保健センターにあります。母子保健の相談機関である子育て世代包括支援センターすまいるとの連携強化が図れますので、その他の関係機関との連携を一層強化しながら、子供やその家庭が安心して生活できるよう子育て支援の充実を図ってまいります。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいま市長よりお答えいただきました。保健センター内にお子さん連れで相談できるスペースが6月1日からでき、こども家庭課が移転し、子育て包括支援セン

ターとの連携強化、まずは大きな前進だと考えます。

ここで確認いたします。子育てや妊娠中の方の相談はどのような手続で行われるようになりますか。予約の方法などをお示しください。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 妊娠中から18歳までのお子さんに関する様々な相談をお受けしている家庭児童相談室ですが、今までと同様、電話相談やこども家庭課に直接来ていただいている面談や家庭訪問などで御相談いただけます。また、拠点開設のときには、直通ダイヤルの電話の設置も予定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 直通ダイヤル、大変心強い電話になると思います。

多様化するニーズ、対象者に応えて、当市でも現在12か所の児童発達支援事業所が開所しています。全て茨城県の許認可を経て必要要件を満たした施設です。その中には、開所から半年を経ても通所者数がゼロという場所もあります。一方で、先ほどお伺いしたとおり、のぞみ園は順番待ちの列ができています。これは、療育の入り口のところでやや渋滞が起きているのかなと推察されるものです。

そこで、民間療育施設等を子ども・家庭にスムーズにつなぐ取組についてお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 社会福祉課では、障害者手帳や療育手帳の取得等がスムーズにサービスを利用できるよう、市内の障害福祉サービス事業所を紹介している社会資源マップを令和4年3月31日に発行いたしました。

社会資源マップは、牛久市自立支援協議会の呼びかけの下、情報提供に御協力いただいた市内事業所の情報を掲載しています。大人版と児童版があり、利用できるサービスごとに事業者の連絡先や活動時間、負担金、事業所のPRを掲載しています。事業所の詳細が見られるQRコードも掲載できるようにしてありますが、作成当時はQRコードを掲載する事業所は少ない状況がありました。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 先日、社会福祉課でお示しいただいた社会資源マップ、こちら大人版というふうに把握いたしますが、このようにオフィシャルな感じのもので、非常に要件は分かりやすく精査してあるんですが、ややお子様連れの保護者にはちょっとつながりにくいのかなという印象を受けております。

また、社会福祉課の入り口にはこのようなパンフレットが用途別に並べてありますが、こちらでも更新されていないものや置かれていない事業所のものもあり、なかなか一人一人に必要な支援に事業所が結びつくのも難しいのかなという印象を受けております。

他市に視察に行きましたところ、柏市では、例えば、これは子育てハンドブックですが、事業

所を1冊にまとめて、予算の関係上、多分2年分で更新しているんだと思いますが、こういった分厚い冊子を発行している市もございました。ただ、現状ペーパーレス化が進み、このような分厚いパンフレットを作成するのは時代にそぐわないばかりか、若い保護者世代のアプローチにはふさわしくないと考えます。

そこで、最近普及しているのが、皆様も御存じかと思いますが、このようにQRコードでデータが全て読み取りができるQRコードマップです。こちらは牛久市の白地図なんですけれども、これをたった1枚入り口に置いていただくだけで、大体自分の住む場所に目安をつけて、ここを訪問してみたいなという事業所を読み取って利用できるようなQRコードを1枚にまとめて紹介するのはいかがかなというふうに考えております。利用希望者は、ざっくり距離感をつかんでから最寄りの施設をチェックするのに活用でき、全施設を網羅することで事業所間の平等性も保たれます。このようなマップを作り、窓口や支援拠点または子育て広場に置いていただくのはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 議員御提案の電子版等による周知方法につきましては、各事業者の意見を聞きながら検討し、より利用しやすい社会資源マップに改善してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ぜひ御検討いただき、また、市のホームページや検索ですぐたどり着けるコンテンツの制作もお願いしたいと考えます。

次に、もう一步踏み込んで、療育施設、支援拠点・制度について知り、相談できるイベント・フェア等の開催はという質問です。

牛久市では、保健福祉部主催で2012年から実施されたみんなのしあわせ見本市という福祉イベントがあったと承知しております。その概要をお示してください。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 みんなのしあわせ見本市は、うしく健康プラン21に基づく健康づくりの普及啓発を目的に、平成18年度から23年度まで実施していた健康まつりが前身となっています。

当時の健康管理課が健康まつりを実施している中で、保健福祉部内の各課においても啓発普及のイベントを実施していることや来場者が固定しているなどの問題等を解決するため、保健福祉部として1つにまとめ、関連団体の情報提供も含めた健康福祉の普及啓発を行うイベントとして実施することとなりました。

内容は、保健福祉部6課に社会福祉協議会を加え、民生委員児童委員協議会や福祉・ボランティア・障害者団体、福祉事務所、商工観光課等の協力を得て、体験イベントや健康チェック、講演会、介護用品の展示や軽食等の販売コーナーも設置しました。

来場者数は、子供から高齢者まで毎年1,000人程度で、平成24年度から令和元年度まで

8年間実施いたしました。

参加者から好評をいただいたイベントではありましたが、実施内容が固定化し、工夫はしたものの、本当に啓発普及したい内容が伝わらない状況となったことから、各課で原点に立ち返り検討した結果、啓発普及すべき内容をそれぞれの課で実施することが最善との判断に至り、令和元年度を最後に廃止となりました。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 私も3回ほど参加させていただき、子供はとても喜んでゲームや個別ブースで遊んでいたのですが、支えている職員さんは休日返上で大変だろうなという印象がございました。

ただ、今現在増加中の民間の療育施設間では連絡協議会が持たれ、横のつながりが強化されていると伺っています。それぞれの施設に特徴があり、熱心な指導員さんがいます。例えば、私たち保護者は、一般に受験期には私立学校フェアというそれぞれ学校等を紹介するイベントに参加したりします。この私学フェアのように、例えば、個別ブースを設け、先生や指導員が相談に乗ったり、子供一人一人に合った療育を知ってもらうためのワークショップを開く、このようなフェアと以前の見本市のコンセプトを活かしたイベントを民間主導で行ってはいかがでしょうか。市内には、クッキーやパン、ドリンクを提供できる授産施設もあります。市が場所を提供し、公園で行う福祉イベントは、必ずよりよい療育と巡り会う結果となると考えます。こちらについての御見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 療育に関して、正しい知識の普及と療育支援事業者の紹介や相談等を目的としたイベントを民間事業者が主催で開催することにつきましては、療育を必要とするお子さんやその御家族等にとって有効な方法の一つになると考えております。

市といたしましては、療育に関わる関係団体が協力し合って公共性のある具体的な計画案が提示されるなど、御相談いただければ、可能な範囲で協力の検討をまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ぜひ検討をお願いいたします。

それでは、続けて、大きな2番に質問を移ります。大きな2番、不登校児童・生徒への新たな支援に向けて。

新入学、進学の際に、その式典にも欠席のまま次の課程に進む、義務教育を終える生徒がいることが残念でなりません。現在、当市における不登校児童・生徒への初期段階での対応をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 文部科学省では、年間の欠席が30日以上、欠席の要因が学校・本人・家庭に関わるものについて不登校と定義しています。

牛久市では、1月末現在の不登校児童生徒数は、小学校63名、中学校142名で205名となっており、年々増加の傾向にあります。

長期にわたる不登校は、突然長期の欠席に入るケースは少なく、月に数日の欠席だったものが週当たりの日数が増えていき、次第にほとんど登校できなくなるケースが多く見られます。不登校の兆候が見られた場合には、早めの段階で適切な対応をすることで長期の欠席を防げることもあります。

学校では、欠席の日数が増えてきたり、欠席の理由が学校に行きたくないなど心配な点が見られたりしたときには、個別に教育相談を行ったり、家庭に連絡を取ったりして、本人の心身の状況や欠席の理由を踏まえて適切な対応をできるように努めています。

特に、学級内での人間関係や担任との関係に要因がある場合は、丁寧に聞き取りを行い、担任だけでなく、管理職や養護教諭、学年職員、特別支援担当教員、スクールカウンセラーなどと連携を図るようにしています。また、家庭に要因があると考えられる場合には、市のこども家庭課や社会福祉協議会等と連携を図り、対応を考えることもあります。

しかし、そのような対応をしても、残念ながら欠席が長期になってしまうケースもあります。その場合にも、定期的に家庭訪問や電話連絡を行ったり、オンラインで学習や話ができる環境を整えたり、少し距離を置くことを必要としている子供には家庭と連絡をしたり、本人だけでなく、保護者と本人の状況を確認して、子供や保護者の気持ちに寄り添った対応に努めています。

教育委員会では、各学校の欠席の状況を毎月把握し、必要に応じてきぼうの広場や関係機関とつなげるなど、学校が適切に対応できるよう支援しています。

以上です。

○杉森弘之 議長 ここで本日の会議時間について申し上げます。

議事の都合により、会議時間をあらかじめこれを延長いたします。

再開いたします。

加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいまのお話をお伺いし、学校では、担任の先生、スクールカウンセラー等、様々に連携され、一人一人に本当に寄り添う努力をいただいていることは重々承知しております。それでも不登校状態が改善されにくい場合の支援策についてはどのようになっていますか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 それぞれの子供の実態が異なるため、不登校の状況を改善することはとても難しい面があります。

教育委員会では、各校から不登校児童生徒について相談があった場合、個々の状況に応じて、こども家庭課、社会福祉協議会、教育センターきぼうの広場等の関係機関との連携を助言しています。

きぼうの広場では、まず教育相談を行います。この相談は、子供本人だけでなく、保護者の悩みを聞くことができるので、子供と家庭を支える支援につながります。また、小中学校等の教員

経験者や臨床心理士などの専門家が相談に対応するので、多様な視点から本人や保護者の悩みに寄り添い、不登校の解消に役立つよう努めています。

また、生涯学習課と連携し、学校の要望により学校に訪問型支援員を派遣しています。家庭に迎えに行き一緒に登校したり、学校内の別室に登校するときと一緒に過ごしたりすることで、決まった曜日に少しずつ登校できるようになった児童もいます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 それでは、そのような努力を重ねられた中で、不登校状態が改善された例・施策等と今後の課題について、どのようなものがあるか確認いたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校には、学校や本人、家庭の状況など様々なことが要因となっており、明確な要因が捉えにくいものが多いため、すぐに効果が表れる手だてが見つかるわけではありません。そこで、学校は校内でできることだけでなく、関係機関と連携することで、不登校の子供一人一人のために何ができるのかを考え取り組んでいます。

ある小学校では、精神的不安定さがある母親がいる不登校の児童に対して、社会福祉協議会との連携を図りました。母親、学校、社会福祉協議会で、母親や子供の不安など一つ一つ丁寧に解決することで、長期にわたる欠席が改善しつつあります。また、生涯学習課の訪問型家庭教育支援員のサポートがある日には登校できるようになった小学生もいます。前年度、校内の別室を利用していた中学生は、不登校支援教員が事前に担任や学年職員と連絡を取り合いながら適時面談を行っていくことで、生徒自身が教室で生活するイメージがつかめ、進級後は学級で学習できるようになった事例もあります。その他、きぼうの広場の職員が、広場での教育相談や適応指導教室だけでなく、小学校で別室登校している子の支援に出向いたり、中学校の別室に定期的に出向いたりすることで、登校のきっかけになった事例もあります。いずれの事例も、様々な立場の人が、本人の気持ちに寄り添いながら丁寧に関係づくりを行った結果、改善された事例と言えます。

今後の課題としましては、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの不足があります。文部科学省令和元年10月25日の通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてにあるように、支援には、相談支援体制の両輪であるスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用が効果的であると書かれています。しかし、現在、カウンセラーは、学校に県のカウンセラーが月1回から2回の配置、スクールソーシャルワーカーは学校には配置されない状況です。きぼうの広場で対応していますが、人材も限られている状況です。

また、学校そのものに気持ちが向かない生徒の存在など、多様な状況にある不登校児童生徒一人一人の支援を考えると、行政だけの対応では限界を感じています。学校以外にも不登校の子供たちの支援や居場所となる取組が増え、学校と地域が共に一人一人を救う支援ができることが望まれると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 今お伺いして、いずれの例も丁寧な関係づくり、カウンセリングが改善のきっかけになると推察します。当市における例ですが、スクールカウンセラーの方が不登校の原因を探ったところ、兄弟が3人いて、1人が不登校になったため、残りの2人がそのままをして不登校になっているといった家庭の事情もあったような例もございました。いずれにしても、きめ細やかな保護者等も含めたカウンセリングや連絡体制の充実が求められてくると考えます。

アンケートの結果、39.2%が学校やスクールカウンセラーと相談の機会を求められているということも把握いたしました。相談にはSNSの活用も有効かと考えますが、学校とつながっているコミュニケーションアプリについての活用は現在どうなっているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 コミュニケーションアプリとしては、かつぱメールやスクリレや様々なものが学校で使われているんですが、そのコミュニケーションアプリと不登校の子供たちの関係というのは、今あまりよい状況ではありません。不登校の子供たちにどう声かけていいかということやどこまでを不登校として扱って声かけていいかというようなことが今後の課題になっているのかなと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 確かに不登校のお子さんとSNSの関係は、非常に敏感で微妙なものがあると思います。ただ、限られた人材の中で有効な情報を提供するという意味では、ぜひ御検討いただきたいと思います。

続けて、学びの場の確保と現在の学習指導要領に基づいた評価のあり方という観点でお伺いします。

2017年、2018年に学習指導要領が改定されました。子供たちに育みたい資質・能力を、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の3つの柱に整理して、全ての教科をその3つの柱で評価することにしました。

ただ、この評価は、他者との関わりや集団的観点は欠かせず、また、学習能力を推しはかる上で、定期テストを受けていない不登校の児童生徒には当てはまりません。ある不登校の生徒さんの通知表は、5段階で全て1、また、評価できないとして斜線が引かれると伺いました。モチベーションを保つ上では個別の事情に寄り添った評価が必要であり、配慮がなされるべきではと考えます。市では、学習評価をどのように捉えていますか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学習評価ですが、児童生徒がどのような学びをしているかを的確に捉えて、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学びにつないでいくことができるようにすることが目的です。

文部科学省では、不登校児童生徒について、学習状況の把握に努めることが学習支援や進路指導を行う上で重要であり、学校が把握した不登校の子供たちの学びが、その学校の教育課程に照

らし、適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、児童生徒や保護者などに伝えることが、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとしています。

その上で、評価の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないとし、学習状況の把握の状況に応じてそれを文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められています。

不登校児童生徒の支援として、今、多様な教育機会の確保が望まれています。しかし、フリースクールやオンライン学習など、学校以外の場での学習の評価についてはまだ多くの事例がなく、適切な連携の仕方を模索しているところなので、学校の評価に取り入れることはほとんどの学校で行っていません。

ただ、美術や技術家庭の作品などや学校から提示した課題に対して、また、登校時の学習の様子を見て評価できる場面があった場合には評価につなげています。また、交換ノートなどを活用し、校長や学年職員、養護教諭など、様々な人がコメントを書くなど、一人一人の特性やよさ、取組を認めている学校もあります。子供たちの取組を認め、学習意欲の喚起や自己肯定感の向上につなげられるような文章記述での評価もあると考えます。

評価は数値で表すものだけではありません。今後、多様な学びの場で多様な学び方をする子供たちが増えてきます。このような子供たちの評価の在り方がこれからの課題になってくると考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいま教育長がおっしゃった文章記述での評価、こちらは子供たちには大変有効かと思えます。今、子供がもってくる努力の足跡という評価表があるのですが、本当に今までは先生の手書きでいろいろなコメントが書いてあったものが、今は活字で二、三行、本当に簡単なものになっています。ただ、全てに斜線が引かれ、1という評価がついている児童にとっては、先生の手書きの文章記述、こちらは非常に有効な評価になると思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次いで、不登校児童が気になるのが出欠席です。進学や入試の際に必要な調査書には年間の欠席日数が記載されますが、当市では、学校以外の場所で、現在、学習指導要録上の出席となる場所がありますか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 指導要録上出席扱いになる場所として、現在、きぼうの広場、中央図書館、2月1日からはひたち野リフレも加わりました。さらに、現在のところ、教育委員会として把握している民間の施設として、フリースクールこどものSONORAがあります。

以上ですが、今後また検討していく必要があるのかなと考えています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 私たちにとっては、たかが一出席、一遅刻というふうに見てしまいが

ちですが、不登校のお子さんにとって、そちらの記載がゼロでなく1になるということは非常にモチベーションアップにつながるそうです。ぜひ居場所を増やしていただきたいというふうに考えます。

最後に、学校復帰に向け、既に当市で行われている施策を活用して支援を行う仕組みについて質問いたします。

牛久市には、放課後の児童の学習補完の場として全校に放課後カップ塾が実施されています。利用者からは、放課後の子供の安心安全な居場所として、また、学習塾に通うことが困難な児童生徒の学びの場として活用されてきました。「うしく放課後カップ塾」の直近までの活動実績、学習内容、現場の声、課題と概要をお示しください。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市の放課後カップ塾は、児童生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着の促進を目的として平成26年度より事業がスタートし、現在9年目を迎えています。

本事業では、地域の方が学習指導員となり、週に2回程度、放課後1時間半ほどを使って学習指導に当たっており、小学校では主に宿題やドリルを、中学校では宿題や課題、個人で使用しているワークなど、おのおのが持ち寄った教材・教科を用いて学習します。

その成果として、牛久第三中学校では、理科が苦手な生徒に対して学習指導員が丁寧に説明、何度も練習問題に取り組んだ結果、クラスでの理科の成績が1番になったという話を聞いています。また、そのほかにも、授業の復習をすることでより理解が深まった、いつも宿題を忘れずにやって褒められたなどの声が聞かれ、本事業の目的に沿った実績を少なからず上げているものと考えています。

現在、放課後カップ塾に登録している児童生徒数は260名で、これは全児童生徒の約6%に当たります。また、実際の出席者数は、今年度6月から1月までで延べ4,654人、1回当たりの平均では、小学生が9.23人、中学生が6.13人となっており、コロナ禍前と比較すると出席者は大分減ってしまっていますが、一方では、児童生徒が少ない分、より手厚く指導ができるものであり、学びの場の一つとして十分に機能しているものと考えております。

指導員からの現場の声といたしましては、学校との連携が不足していることにより、おのおの個性の把握に時間がかかり、特に年度当初の小学校は、子供たちの気持ちを落ち着かせ、学習に集中させるのに苦労することがあると聞いています。

非常に熱心で真摯に子供たちの指導に当たってくれている指導員ですが、高齢の方も多く、75歳を超える指導員も数名いるという状況です。また、毎年指導員を引き受けてくれる方も減っており、複数の学校を兼務している方もいることから、指導員の確保が現在の大きな課題となっています。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 詳細なお答えをありがとうございます。資料のほうは、一般質問の表と同じページに皆さんに配付していただきましたので、ぜひ御参照いただければと思います。

指導員さんは、当日も児童生徒の参加が可能ということなので、各校実施日に、たとえ生徒さんが来なくても、きちんと定数の方が教室で待っているということで間違いはないでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 はい、そのようになっています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 資料を拝見し、下根中を例に挙げさせていただきますと、参加総数と実施回数、令和3年度の方で割りますと毎回約3名、令和4年度は現在毎回約6名となります。下根中の指導員さんは3名なので、1対1または2対1の大変手厚い指導が受けられていると把握します。現に利用している児童からも、何度教室で聞いても分からなかった算数のさくらんぼ算のコツを丁寧に教えてもらったという声も聞いています。

一方で、コロナ禍でデジタル教材やリモート教育が急速に普及し、比較的安価で自宅学習も可能になっています。このような背景を受け、放課後カップ塾を「教室に一番近い居場所」として不登校児童・生徒への運用は考えられないでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 うしく放課後カップ塾では、希望する全ての児童生徒を受け入れております。しかし、不登校の児童生徒の参加は現在のところなく、何らかの理由で学校に来ることができない、あるいは、学校に来ることはできても普通教室に通えない子供にとって、現在の放課後カップ塾はハードルが高いのではないかと考えているところです。

議員の御指摘のとおり、教室に一番近い居場所として、別教室での放課後カップ塾の場を提供することができれば、そこへ通うことを契機として不登校の状態を少しでも改善することが望めるかもしれません。

しかし、先ほど答弁したとおり、指導員の数が限られ、また、高齢の方も多い現状から、果たして別教室で不登校児童生徒の指導を掛け持ちで行うことができるのか、また、それが指導員の過大な負担にならないかなど、懸念すべき点がございます。また、現在実施しているカップ塾は、セキュリティ上の観点から空き教室や特別教室を利用して実施しており、別教室をその近くに用意することができるのかなど、物理的な課題も生じてまいります。

以上のとおり、解決すべき諸所の懸念点や課題がある状況ではございますが、放課後カップ塾を不登校児童生徒の居場所として提供することについては、社会的孤立を改善する一つの方法として有効なものであると考えています。加えて、臨床心理士のような専門的知識のある方が学習指導員としていれば、不登校の児童生徒に寄り添った指導を行うことができるものと思われま

す。このような心の問題にアプローチすることができる指導員の募集も視野に入れ、不登校児童生徒が放課後カップ塾に参加できるよう、また、教室に一番近い居場所として認識してもらえよう、その実現に向けて努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 牛久市にはこのような先駆的な学習サポートの仕組みができており、

それを時代に合わせて活用していく大変有意義な取組だと考えます。

今、不登校の子供たちが主役となる教育と地域創生の形を社会に普及させることを目的とする教育移住という取組も話題を呼んでいます。この件について、市長に御見解をお伺いいたします。不登校の子供たちが主役となる教育と地域創生の形を社会に普及させることを目的とし、例えば、不登校のお子さんに家族がいた場合、他県に思い切って全員で移住していく、そういった取組が話題を呼んでいます。牛久市は、既に放課後カップ塾という先進的な事例がございますので、市長のお考えをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 実は私の親戚にも、中学生なんですけれども……。

○杉森弘之 議長 マイクを、マイク。

○根本洋治 市長 すみません。

私の親戚に、今、中学生なんですけど、不登校の子供がいるんです。やはりどうしても学校に行きたくない。そして、友達とは会いたいんだけど、何だか先生とは会いたくない。いろんな方いると思うんですけども。

ですから、僕はそういう方には、こういう言い方はちょっと失礼かもしれないけれども、環境の違う場所というのは比較的小児にとっては大きな救いだという話を聞いたことがあります。一番、何ていうのか、さきにも言ったように、環境も変わる、人も学校も変わることも必要なんですけれども、やはり子供に、何ていいますか、何ていうんでしょうね、子供の切替えができるような、それを促す環境であったり、先生であったり、僕はそういうところもあるのかなと、それをサポートしてくれるのが友達であったりするのかなと。だから、そういう環境づくりというのは、これは学校を変えれば良いというんじゃなくて、学校にもいろいろと、問題じゃなくて、こういうことがあるんじゃないかなということを実際にそう思っています。ですから、今から学校も、こういうしゃくし定規なこれじゃなくて、そういう子供たちは今何なのかなということをもう一度、何ていいますか、子供たちのいろんな感情を理解しながら、そして、やることもこれから必要なかなということ、ちょっとまとまりませんが、そんな思いでございます。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいま市長から、環境を変える、子供たちのスイッチの転換を図る、こういったことは有効ではないかという御答弁をいただきました。

残り1つございますが、もう十分にお答えいただきましたので、これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で4番加川裕美議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後5時03分延会